

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

# トラック広報

情報  
NOW

2019  
4

2019年4月15日発行(毎月1回15日発行)(通巻664号) No. 664

連載  
企画

## 我が社の取り組み

『子どもミュージアムプロジェクト』

株式会社 宮田運輸



## 》CONTENTS

- 特集 我が社の取り組み「子どもミュージアムプロジェクト」
- トラ坊のご存知ですか? 「ゼブラゾーンなどに駐停車しているトラックに追突する事故が大阪府で相次ぎました」
- 記事 第214回 理事会
- 記事 第10回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会開催
- その他

## 》今月のお知らせ

- ◎ 運行管理者試験のお知らせ
- ◎ 阪神高速からのお知らせ 神戸線終日通行止
- ◎ その他

## 》今月の挟み込み

- ◇ 2019年度「整備管理者」選任後研修の開催について(ご案内)
- ◇ 「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」説明会の開催について
- ◇ 自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ホームページ掲載済)
- ◇ 準中型免許取得助成制度について(ご案内)(ホームページ掲載済)
- ◇ 「適正(一般)診断」受診料助成について(ご案内)(ホームページ掲載済)
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について(ご案内)(ホームページ掲載済)
- ◇ 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について(ホームページ掲載済)
- ◇ 「玉掛け技能講習」の中止と今後の対応について
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内【再掲載】
- ◇ 「熱中症予防セミナー」開催のご案内【再掲載】



一般社団法人 大阪府トラック協会  
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

# トラック広報

2019年4月号 通巻664号

一般社団法人  
大阪府トラック協会

# 4 APR. 月号

## 記事

- ◎ **特集** 我が社の取り組み ..... 1
- ◎ **トラ坊のご存知ですか？**  
大阪府内で追突事故が相次ぎ、  
トレーラー運転手が過失運転致死容疑などで書類送検されました ..... 4
- ◎ **第214回 理事会を開催** ..... 5
- **第92回 総務委員会** ..... 11
- **第10回 トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善大阪府地方協議会開催** ..... 12
- **平成30年度 人権問題研修会を開催** ..... 13
- **トラック運送業界の働き方改革実現に向けた  
アクションプラン等周知セミナーを開催** ..... 13
- ◆ **2019年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業について  
[適正化事業のページ]** ..... 14
- **グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催** ..... 16
- **近畿運輸局からのお知らせ 近畿運輸局関係人事異動** ..... 30
- **おおさか東線 城北公園通駅開業式典** ..... 37
- **会員の皆さまへ**  
[第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会挨拶] ..... 41

## お知らせ

- ・ **阪神高速からのお知らせ (神戸線 湊川 - 京橋 終日通行)** ..... 17
- ・ **国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」のご案内** ..... 18
- ・ **平成31年(2019)度 運行管理者等『基礎講習』開催のご案内** ..... 20
- ・ **平成31年(2019)度 運行管理者等『一般講習』開催のご案内** ..... 22
- ・ **自動車事故対策機構が実施する指導講習、適性診断及び  
安全マネジメント業務に係る消費税率改定に伴う手数料改定について** ..... 24
- ・ **事業者様が抱える睡眠時無呼吸症候群(SAS)や健康診断後の事後フォロー(運輸ヘル  
スケアナビシステム®)などのお困りに対応する無料の相談会を開催しています** ..... 26
- ・ **平成31(2019)年度 第1回 運行管理者試験 貨物** ..... 27
- ・ **パソコンなしでも OK  
時間がない方にオススメ『おまかせ申請サービス』** ..... 28
- ・ **自動車税の納期限は5月31日(金)です** ..... 32
- ・ **大阪府不正軽油防止対策協議会からのお知らせ** ..... 33
- ◆ **近畿共済のページ** ..... 34
- ◆ **大貨健保のページ** ..... 35
- ◆ **大貨特退共のページ** ..... 36
- ◇ **Let's Try Cooking 1. 2. 3 [さばと厚揚げのチーズ焼き]** ..... 38
- ◇ **近畿地区軽油価格調査集計表 (2月分)** ..... 39
- ◇ **軽油「元売別」購入価格表 (2月度)** ..... 39
- ◇ **府下営業用トラック増・減車状況 (最近3ヵ月)** ..... 39
- ◇ **NA S V A だより** ..... 40
- ◇ **お悔やみ申し上げます** ..... 40
- ◇ **4月の安全運転実践目標 (挟み込み)  
事業用貨物自動車の交通事故発生状況**

## 「標準貨物自動車運送約款」等の一部改正について

(平成31年4月1日)

- ・ 標準運送約款
- ・ 標準引越運送約款
- ・ 標準貨物利用運送約款

商法及び国際海上物品運送法の一部改正を踏まえ、国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、商法(明治32年法律第48号)の改正に伴う所要の改正が行われましたのでお知らせいたします。

つきましては、当協会ホームページの標準運送約款等の一部改正についてというバナーから入っていただきまして、各社、改正に伴う必要な手続きをご確認ください。

<https://www.truck.or.jp/publics/index/100/>



# 4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会  
大阪府警察本部交通部

## 事業者向け交通安全情報配信サービス ‘TSN’ (Traffic Safety Network)のご案内

大阪府警察では、大阪府交通対策協議会（会長：大阪府知事）と連携して、府内の事業者様とのネットワークを構築し、業種別・地域別の交通安全情報をタイムリーに配信いたします。

- ・交通安全情報は、大阪府交通対策協議会から安心一斉送信システムを使って配信されます。
- ・大阪府交通対策協議会は、府内26の関係機関・団体・事業者で構成される連絡会議です。



- ・交通事故情勢
- ・安全指導ツール
- ・道路規制情報
- ・講習のお知らせ
- ・イベント情報

etc.

配信された情報が、そのまま使える♪

### 【お申込み方法】

事業者様の組織（共有）メールアドレスを警察署で登録します。

専用の「TSN登録シート」により、所在地を管轄する警察署交通課へお申込みください。

- ・個人メールアドレスの場合は、大阪府メールマガジン‘TSN交通安全情報の登録をご案内しています。右のQRコードからアクセスしてください。



### 【ご利用にあたってのご注意】

- ・送信エラー時などに、警察署担当者からご連絡することがあります。
- ・登録していただいた情報の変更や削除は、所在地を管轄する警察署担当者へお申し出ください。
- ・配信されたメールに関するお問い合わせは、交通総務課安全広報係（06-6943-1234 内線50351）までお願いします。

### 【プライバシーポリシー】

- ・メールアドレスに関しては、情報配信以外に使用することはありません。
- ・登録していただいた情報については、情報配信を円滑に運営するために使用させていただきますとともに、外部へ流出しないように厳重に管理いたします。
- ・事業者様の同意なしに、大阪府交通対策協議会および大阪府が保秘契約を取り交わしたサービス代行業者以外の第三者に開示することはありません。但し、法令に基づいた要請があった場合を除きます。



LINE@で  
交通安全情報発信中！  
QRコードからは非登録を！



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

# 事業用貨物自動車の交通事故発生状況

## ● 各年の12月末までの確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	2,380	2,342	2,164	2,144	2,000
死者数	24	29	19	21	21
負傷者数	2,993	2,901	2,666	2,684	2,514

## ● 各年の2月末までの確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	335	325	300	271	262
死者数	2	5	3	5	2
負傷者数	393	403	360	363	310

## ● 各年の2月中の確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	173	163	172	133	137
死者数	1	0	1	3	2
負傷者数	196	217	211	177	158

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。



# 我が社の取り組み Wagasya no Torikumi

1

株式  
会社 宮田運輸  
(河北支部)

## 「こどもミュージアムプロジェクト」



取材風景

トラック運送業界が直面している喫緊の課題は、若手ドライバーの不足と高齢化の同時進行です。その原因の一つは、長時間労働のうえ賃金水準が低い典型的な3K職場というイメージであり、これらを払拭することが求められています。

その他、長時間労働の問題、適正運賃・料金の收受の問題、事故防止と環境対応コストの負担増大等数多くの課題が山積しています。

そのような中、自社で色々取り組みをされている会員事業者を取材させていただき、トラック広報の誌面でご紹介させていただくという企画を始めました。

第1回目は「こどもミュージアムプロジェクト」を全国に広げられております、株式会社宮田運輸 宮田博文社長にお伺いいたします。

### ● 会社の概要からお聞きしていいですか

設立は、昭和42年です。4月で53期目です。

従業員数は、約300人。

ドライバーは、約160人(その内、女性ドライバーは約5人)。

車両台数は、約150台。

特色は食品全般の輸送、主な輸送先は近畿2府4県です。

ありがとうございました。それでは、本題に移らせていただきます。

### ● 「こどもミュージアムプロジェクト」をすることになったきっかけは

少し話しが長くなりますが、幼い頃からトラックが好きでトラックの運転士になりたいと言う夢がありました。宮田運輸に入社して18歳からトラックに乗り、7年前の45周年の時に社長に就任しました。しかし、新体制となった矢先の6年前8月30日にスクーターと接触事故を起こし、その方が亡くなりました。

好きな仕事だったので、すごく落ち込みましたね。



## 我が社の取り組み

いつそのことトラックが世界中から無くなった方が幸せになるのかなとも考えました。そんな時、いろいろな方から励ましのお言葉を頂き、トラックを無くすというよりも「トラックを活かす」と言う風に思いを変えることができました。

トラックをどう活かせれば良いのかと思っている時に、大阪の工場子どもたちが描いた安全標語の絵を掲げていることを聞きました。その標語というのが工場に勤めておられる方の子供達が一生涯懸命書いたものであるということを知り、凄く心に届くものだと感じ、真似をしようと思いました。ただ、交通事故防止は1社だけが取組んでも良くならないので、社会全体がそういう雰囲気にならないと良くならない。そう思った時に、自社のトラックの運転席の中を覗いてみると、家族の写真や子供が描いた絵を運転士が貼っている。それを見た時に「これや!」と思いましたね。これを運転席や会社の中に留めるのではなく、社会へ出していこうと決めたというのが流れです。

### ●トラックの背面に掲出することによって、煽り運転もなくなるのでは

そうですね。絵を見るだけで穏やかな気持ちになりますからね。

### ●当初、一般紙にも記事がでていましたけど、回りの反響はいかがでしたか

あおり運転も軽減したり、絵を見て夫婦が手を振ってくれたり、取引先でもコミュニケーションが増えましたね。

### ●実際ドライバーの方の反響はどうですか。

自分の子どもの絵がラッピングされているので、休みの日や、雨の日でもトラックを洗車したりしていますね。

### ●子供の絵を載せてれば、気持ちは穏やかになりますよね

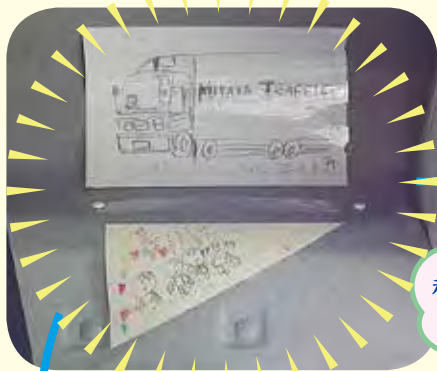
ラッピングを見てお婆さんがトラックを拝んだり、ドライバーも優しい運転になれます。そして人を笑顔にさせたり、心を穏やかにさせますね。

### ●やはり事故防止につながってますか

そうですね。たった一枚の絵がドライバーの心も社会の雰囲気、社会も変わっていくので事故防止になっていますね。

### ●現在、この活動に賛同してる企業は全国で何社くらいありますか

## 我が子の絵をラッピングしたトラックで安全運転



私の子供の絵がきっかけです





参加している会社は112社で、ラッピング車は402台です。

海外にも広がっていて、中国 北京では9台走っています。今期は1200台予定しています。

韓国やシリコンバレーでも実施しようとしています。

子どもの絵やメッセージは国境を越えていきますね。世界の国の人々がラッピングをしてるトラックを見てええやん、カッコイイやん、このトラック可愛いなど広がって行けばいいと思います。

●言葉が通じなくても絵は見られるので繋がっていきますよね。

そうです。世界の交通事故がトラック発信で撲滅できるんじゃないかという想いがあります。

●今後、この取り組みを続けていくのに新しい考えとかはありますか

そうですね、人の繋がりとかトラック業界だけにとどまらず、介護施設、デイサービスもそうですが、サントリー、コカコーラとタイアップして自動販売機に子供の絵やメッセージをフルラッピングしています。

その分については、4月からたちあげる予定の一般社団法人こどもミュージアム協会に寄付いただけることになっています。

●今後の目標は

目標ではないですが、毎年トラックフェスタを開催していたお祭り広場で「こどもミュージアムフェスタ」を開催していますが、今年も9月8日開催が決定しましたので、是非たくさんの方にご来場いただき、「こどもミュージアムプロジェクト」についてご理解ならびにご賛同いただければと思っています。



代表取締役社長 宮田 博文 氏

社長の良さを広めて良いですか

家族構成：奥さんと子どもが2人います。

趣味：読書

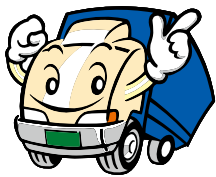
スポーツ：やってません

休みにすること：今は仕事が忙しいので休みがありません。

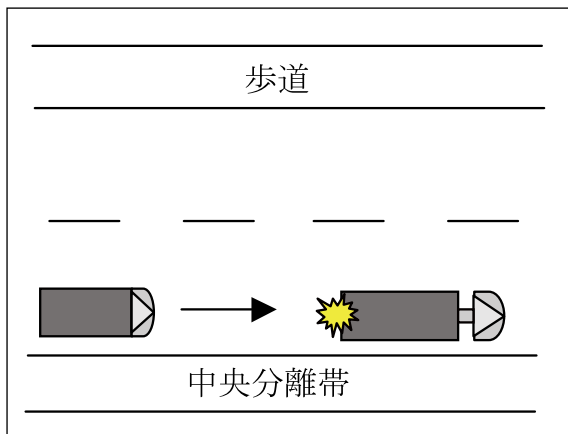
休日も、講演やセミナーなど入っていることが多いです。



# トラ坊のご存知ですか？

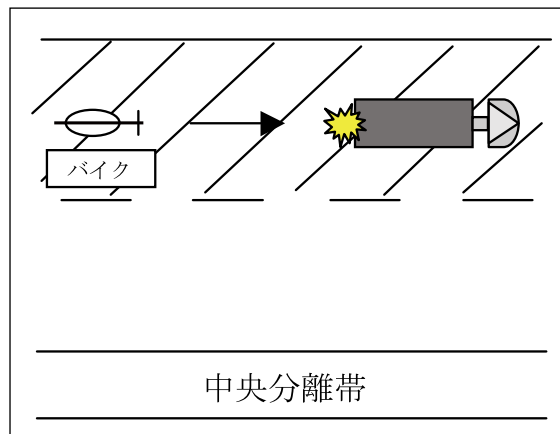


**大阪府内で追突事故が相次ぎ、  
トレーラー運転手が過失運転致死  
容疑などで書類送検されました**



図表 1

10月17日（水）午前4時5分頃  
和泉市内で発生  
直進中の準中型貨物車が、第二通行帯に  
停車中のトレーラーに追突



図表 2

11月16日（金）朝  
吹田市のトンネル内で発生  
直進中のバイクが、ゼブラゾーンに駐車中の  
トレーラーに追突

ゼブラゾーンや付近に駐停車しているトラックなどに追突し、ぶつかった側の運転手が死亡する事故が大阪府で相次いで発生しました。

昨年10月17日未明、和泉市の国道170号で駐車が禁止されている片側2車線の追い越し車線に駐車していたトレーラーにトラックが追突し、トラック運転手が死亡する事故が発生しました。（図表1）

これを受けて2月21日、自動車運転死傷行為処罰法（過失運転致死）容疑などで、大阪府警和泉署によりトレーラー運転手が書類送検されました。

また、11月16日にも吹田市のトンネル内にあるゼブラゾーンに駐車中のトレーラーにバイクが追突し、バイクに乗っていた女性が死亡するといった事故が発生しています。（図表2）

比較的止めやすいという心理が働き危険な駐車等が横行していますが、夜間や見通しの悪い場所では事故につながる恐れもあるため、決められた駐停車スペースに止めるよう府警が注意を呼び掛けています。会員事業者の皆さまにおかれましても、より一層の安全運転にご協力をお願いします。

大阪府警察より資料提供



# 第214回 理事会を開催

## 2019年度事業計画(案)・予算(案)などを審議



2019年度の事業計画案・予算案などを審議する「第214回理事会」が3月12日、大阪府トラック総合会館・研修センターで開催された。

冒頭、滝口敬介専務理事から定足数について理事総数105名のうち69名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告に続き、辻卓史会長が開会の挨拶を述べた後議長となり、次の議題について審議し、いずれも原案どおり承認・決定された。

### <議題>

- (1) 会員の入・退会について(報告)
- (2) 2019年度事業計画(案)について
- (3) 2019年度会費の額および納入方法(案)について
- (4) 2019年度各会計予算(案)について
- (5) 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
- (6) 就業規則の一部改正(案)について
- (7) 給与規定の一部改正(案)について

### ◇会員の入・退会報告

新規会員計22社の入会と退会18社について報告が行われた。

### ◇2019年度事業計画(案)

#### <事業計画>

#### 第1 事業計画策定基調

政府の経済財政政策により、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、個人消費や設備投資など民需を中心とした景気回復が見込まれ、国内経済は緩やかな拡大基調を維持している。

一方、トラック運送業界を取り巻く経営環境は、国内景気の回復による貨物の増加や様々な要因により、運賃水準の一部回復傾向が見られるが、依然として、安全・環境対策にかかるコストアップ問題に加え、交通事故の増加にともなう事故防止対策、さらには長時間労働是正を図るため取引環境等改善の問題と増々深刻化する労働力不足の中での若年労働力の確保問題が最大の課題となっている。

このような状況のなか、国民生活のライフラインである当業界は、社会との共生のもと、公共輸送機関としての使命と企業の社会的責任を認識し、関係法令の遵守に徹し、事業の公正な競争の確保と安定的発展を遂げるため、次に掲げる諸施策を積極的に推進するものとする。

#### 《主要課題》

##### 1. 交通・労災事故防止対策の推進

- (1) 関係法令遵守と交通安全・労災事故防止啓発活動の推進
- (2) トラック事業における総合安全プラン2020に基づく対策の推進



挨拶をする辻卓史会長

- (3) 飲酒運転・過積載運行・過労運転の防止対策の推進
- (4) ドライバー等安全運転研修の推進
- (5) 運転マナーの向上啓発
- (6) 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進
- (7) 健康診断並びに睡眠時無呼吸症候群に関する検査事業の実施
- (8) 長時間労働の抑制に向けた環境整備の推進

## 2. 環境対策の推進

- (1) 環境対応車導入の推進
- (2) ポスト新長期規制適合車導入融資制度の利子補給事業
- (3) 国道43号等の迂回対策の推進
- (4) エコドライブ等省エネ・環境改善事業の推進

## 3. 事業の適正化対策の推進

- (1) 事業所巡回指導強化等による適正化の推進
- (2) 輸送秩序確立対策の推進
- (3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進
- (4) 運輸安全マネジメントの普及啓発
- (5) 運輸行政及び全国実施機関・近畿各実施機関との連携
- (6) 適正化事業指導員に係る研修の充実並びに更なる資質の向上

## 4. 社会的責任の遂行

- (1) 緊急救援物資輸送体制の整備推進
- (2) 輸送サービスセンターの適正な運営
- (3) 関係機関等との連携による消費者保護対策の推進

## 5. 事業の振興と経営基盤の強化

- (1) 情報化への的確な対応と物流効率化対策の推進
- (2) 公正取引並びに中小企業経営基盤強化対策の推進
- (3) 信用保証事業の推進
- (4) 近代化基金融資の推進
- (5) 労働力の確保及び人材育成対策の積極的推進
- (6) 引越事業者優良認定制度の普及推進

## 6. 広報対策

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による情報提供の推進
- (2) トラック事業への理解促進並びに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報の実施

## 7. 全ト協等との連携による事業の推進

- (1) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による運賃・料金収受の推進
- (2) 軽油引取税旧暫定税率の廃止等税負担の軽減
- (3) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (4) 消費税の増税に係る円滑な転嫁の推進
- (5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (6) 燃料サーチャージの導入の積極的促進
- (7) トラック運送業における契約の書面化の推進
- (8) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (9) 新技術を活用した物流の効率化等の推進
- (10) 女性の活躍推進
- (11) 高校新卒者等若年労働力の確保対策
- (12) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (13) 駐車規制問題への対処
- (14) 大阪トラックステーションの管理運営対処

## 第2 適正化事業実行運営委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関として、輸送の安全確保ならびに輸送秩序の確立など貨物自動車運送事業法第39条に定められた諸事業につき、別途定める事業計画に基づき、実効を期して積極的な取り組み対処を行なう。

## 第3 信用保証実行運営委員会

信用保証事業の健全運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実をはかるため、別途定める事業計画に基づく諸事業を推進する。

## 第4 常任委員会並びに特別委員会

### 1. 総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 協会組織・運営方策の改善対処
- (3) 協会事業の総合的な企画および調整
- (4) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (5) 施設の運営管理対処
- (6) 人権問題に対する啓発対処

## 2. 交付金事業委員会

- (1) 交付金事業計画および資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (2) 近代化基金の融資対処(一般融資・ポスト新長期導入融資)
- (3) コンピュータの活用対処
- (4) 中央事業への出捐対処

## 3. 労務委員会

- (1) 健康相談事業並びに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
  - ① 定期健康診断の受診促進
  - ② S A S (睡眠時無呼吸症候群)対策の推進
  - ③ メンタルヘルス対策の推進
- (2) 労働対策事業の実施
  - ① 労働災害防止対策の推進
  - ② 改善基準等労務管理の周知徹底
  - ③ 時間労働の是正等、働き方改革の実現に向けた対策の推進
  - ④ 過労死等防止対策の推進

## 4. 交通対策委員会

- (1) 交通及び労働災害事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止対策の啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成
- (4) トラックドライバーコンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

## 5. 環境対策委員会

- (1) 環境・省エネ対策の推進
  - ① エコ・ドライブの推進に向けた支援機器等の導入助成 (EMS装置、アイドリングストップ支援機器、低燃費タイヤ)
  - ② グリーン・エコプロジェクトの推進
  - ③ グリーン経営認証取得の促進
- (2) N G V等環境対応車の普及促進
  - ① N G V (C N G) 車、ハイブリッド車等の導入助成
- (3) 各種環境保全啓発活動の推進
  - ① 近畿スマートエコ・ロジ協議会との連携
  - ② 中環をきれいにする日への参画等

## 6. 中小企業・物流対策委員会

- (1) 中小企業経営基盤強化対策の推進
  - ① 原価管理に基づく適正運賃収受と適正取引の推進
    - ・原価意識の向上対策と燃料サーチャージャー

ジ制の導入促進

- ・運送取引における書面化の推進
- ・経営分析報告書の作成及び配布
- ・経営診断事業等の実施

### ② 人材育成事業の推進

- ・中小企業大学の受講促進
- ・事業後継者育成事業の推進

### (2) 都市内物流の効率化対策

- ① 駐車対策の推進
- ② W e b K i t の普及促進

### (3) 情報化の推進

- ① 中小企業の情報化推進

### (4) 引越関係講習会の開催

- ① 講習会の開催

## 7. 広報委員会

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行等による情報提供の実施
- (2) トラック運送事業への理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報活動の実施

## 8. 特別委員会

- (1) 組織・財政等特別委員会  
協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行なう。

## 第5部 会

現在設置している12部会(①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪ダンプカー部会 ⑫青年部会)においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1) 輸送秩序確立対策
- (2) 事故防止、環境対策
- (3) 荷主懇談会の開催
- (4) 部会活動の活性化と法令遵守
- (5) その他各部会における諸課題への対応

## 第6事務局

1. 職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。
2. 事務の合理化、効率化および諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。
3. 事務所内のごみ減量化のため、3 R (R e d u c e = 発生抑制・R e u s e = 再使用・R e c y c l e =

再生利用)の推進に努める。

## 第7 会議予定

1. 定時総会・・・6月に1回開催する。
2. 常任理事会及び理事会
3. 委員会および部会
4. その他会議・・・必要に応じ随時開催する。

### <運輸事業振興助成交付金事業計画(案)>

#### 政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業

▽自動車事故対策機構等の活用▽ドライバーコンテストの開催等▽交通安全運動等の実施▽健康相談事業▽過積載防止活動の実施

#### 政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

▽中小企業経営基盤強化対策▽都市内物流の効率化対策▽情報化の推進▽引越関係講習会の開催

#### 政令第3号. 環境の保全に関する事業

▽自動車交通公害等環境問題対策▽環境に配慮した経営促進への助成

#### 政令第4号. 適正化に関する事業

▽安全運行パトロール事業▽輸送サービスセンター事業▽啓発広報対策事業▽輸送秩序確立対策事業

#### 政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

▽緊急輸送訓練活動▽緊急輸送体制の整備

#### 政令第8号. 中央出捐金支出

▽中央事業出捐

#### 政令第1～7号. 共通事業

▽広報事業▽管理事業

### <大阪府貨物自動車運送適正化事業 事業計画(案)>

#### 1. 事業所の適正化

適正化事業指導員による事業所の効果的な巡回指導を実施し、貨物自動車運送事業に係る関係法令の遵守等により事業の健全化を図るとともに、前年度巡回事業者に大阪運輸支局と共催による集団指導及びフォローアップ事業を実施し、改善に努める。

- ・巡回計画予定数 1,700社
- ・集団指導予定数 300社

#### 2. 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

#### 3. 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適正で円滑な輸送サービスの向上に努める。

#### 4. 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携を図り、指導業務の充実に努める。また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進に努める。

#### 5. 荷主・荷主団体への運賃秩序確立に向けた取り組み

荷主等に運輸業界における現状の理解を得るため、物流セミナーを開催し、協力体制の確立に努める。

#### 6. 実施機関の中立性確保

学識経験者はじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性および透明性の確保に努める。

#### 7. 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

### <信用保証事業計画(案)>

#### 1. 信用保証事業の充実

保証事業の健全運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実を図るための研究・検討を行なう。

#### 2. コンピュータの活用

債務保証業務の事務処理を円滑かつ適正に行い、効率的な運用をはかるとともに、利用者に対し保証利用状況等の問合せ業務を行う。

#### 3. 債務保証額

本年度の車両および荷役機械の融資に係る債務保証額を6億円見込む。

月間5,000万円×12ヵ月=6億円

#### 4. 委員会の開催

▽信用保証審査委員会を原則として毎月2回開催する。▽信用保証実行運営委員会および同小委員会を必要に応じて随時開催する。



◇ 2019 年度会費の額及び納入方法等(案)

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

◀ 会費の額 ▶

① 貨物自動車運送事業者

▽ 平等割 (1 会員 1 ヶ月当り) 4,500 円

▽ 車両割 (1 台 1 ヶ月当り)

【普通車(積載量 4 トン以上、けん引車を含む)および小型車(積載量 4 トン未満)】

▽ 30 台まで = 普通車 420 円・小型車 210 円

▽ 31 ~ 200 台 = 普通車 410 円・小型車 200 円

▽ 201 ~ 500 台 = 普通車 400 円・小型車 190 円

▽ 501 台以上 = 普通車 390 円・小型車 180 円

【被けん引車】

▽ 30 台まで (ポールトレーラ以外 140 円・ポールトレーラ 110 円) ▽ 31 ~ 200 台 (ポールトレーラ以外 130 円・ポールトレーラ 100 円)

▽ 201 ~ 500 台 (ポールトレーラ以外 120 円・ポールトレーラ 90 円) ▽ 501 台以上 (ポールトレーラ以外 110 円・ポールトレーラ 80 円)

② 貨物運送取扱事業者 (専業者に限る)

▽ 平等割 (1 会員 1 ヶ月当り) 4,500 円

▽ 取扱専業者割 (1 会員 1 ヶ月当り) 7,500 円

◀ 納入方法 ▶

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

◀ 入会金の額 ▶

新規加入者 1 者につき 50,000 円

◀ 納入方法 ▶

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、別紙「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あて F A X で連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

① 4 月 ~ 6 月中に会費車両台数の変更があり、7 月 10 日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した 2 期分 (7 月分 ~ 9 月分) 請求書を発行するものとする。

② 10 月 ~ 12 月中に会費車両台数の変更があり、1 月 10 日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した 4 期分 (1 月分 ~ 3 月分) 請求書を発行するものとする。

注 1. 1 期分 (4 月分 ~ 6 月分) 請求書は、従来通り、3 月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注 2. 3 期分 (1 0 月分 ~ 1 2 月分) 請求書は、従来通り、9 月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇ 2019 年度各会計予算(案)

○ 他 1 会員関連事業 (会員厚生事業) 及び法人会計収支予算書 (案)

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1. 事業活動収入

① 特定資産運用収入 = 10 千円 ② 会費収入 = 480,080 千円 ③ 入会金収入 = 0 円 ④ 受講料収入 = 2,000 千円 ⑤ 受託料収入 = 31,910 千円 ⑥ 雑収入 = 130 千円 ⑦ 出向者受入収入 = 44,000 千円 ⑧ 退職給付引当金戻入収入 0 円 ▼ 事業活動収入計 = 558,130 千円

2. 事業活動支出

① 事業費支出 = 410,730 千円 ② 管理費支出 = 100,540 千円 ▼ 事業活動支出計 = 511,270 千円  
▽ 事業活動収支差額 = 46,860 千円

◀ II 投資活動収支の部 ▶

1. 投資等活動収入

① 特定資産取崩収入 = 0 千円 ▼ 投資活動収入計 = 0 千円

2. 投資等活動支出

① 特定資産取得支出 = 24,000 千円 ② 固定資産取得支出 = 600 千円 ③ 他会計への繰出金支出 = 70,000 千円 ▼ 投資等活動支出計 = 94,600 千円  
▽ 投資活動収支差額 = -94,600 千円

◀ III 予備費支出 = 207,260 千円 ▶

▽ 当期収支差額 = -255,000 千円 ▽ 前期繰越収支差額 = 255,000 千円 ▽ 次期繰越収支差額 = 0 円

○ 2019 年度実施事業等 (輸送の振興・安全・環境保全事業) 収支予算書(案)

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1. 事業活動収入

① 交付金収入 = 611,080 千円 ② (公社) 全ト協助成金収入 = 0 円 ③ 特定資産運用収入 = 5,640 千円 ④ 雑収入 = 10 千円 ▼ 事業活動収入計 = 616,730 千円

2. 事業活動支出

① 政令第 1 号 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出 = 290,187 千円 ② 政令第 2 号 サービスの改善および向上に関する事業支出 = 11,450 千円 ③ 政令第 3 号 環境の保全に関する事業支出 = 103,771 千円 ④ 政令第 4 号 適正化に関する事業

支出 = 170,446 千円 ⑤政令第 6 号 震災等災害時  
物資輸送体制整備に関する事業支出 = 21,193 千円  
⑥政令第 8 号 中央出捐金支出 = 140,548 千円 ⑦政  
令第 1 ~ 7 号 共通事業支出 = 118,446 千円 ⑧利子  
補給事業支出 = 90,000 千円 ▼事業活動支出計 =  
946,041 千円 ▽事業活動収支差額 = -329,311 千円

◀ II 投資等活動収支の部 ▶

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入 = 234,961 千円 ②他会計か  
らの繰入額 = 70,000 千円 ▼投資等活動収入計  
= 304,961 千円

2. 投資等活動支出

▼投資等活動支出計 = 0 千円 ▽投資等活動収支差  
額 = 304,961 千円 ▽当期収支差額 = -30,000 千円

◀ III 予備費 ▶

▽当期収支差額 = -30,000 千円 ▽前期繰越収支  
差額 = 30,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 千円

○他 1 会員関連事業 (信用保証) 収支予算書 (案)

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入 = 700 千円 ②特定資産  
運用収入 = 70 千円 ③事業収入 = 7,123 千円  
④雑収入 = 10 千円 ⑤退職給付引当金戻入収  
入 = 0 千円 ▼事業活動収入計 = 7,903 千円

2. 事業活動支出

①事業費支出 = 21,534 千円 ▼事業活動支出計  
= 21,534 千円 ▽事業活動収支差額 = -13,631  
千円

◀ II 投資活動収支の部 ▶

1. 投資活動収入

①長期定期預金取崩収入 = 10,000 千円 ▼投資  
活動収入計 = 10,000 千円

2. 投資活動支出

①自己保有出捐金取得支出 = 10,000 千円 ▼投  
資活動支出計 = 10,000 千円 ▽投資活動収支差  
額 = 0 千円

◀ III 予備費支出 = 11,369 千円 ▶

▽当期収支差額 = -25,000 千円 ▽前期繰越収支  
差額 = 25,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 千円

○他 2. 収益事業 (総合会館運営事業) 収支予算  
書 (案)

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1 事業活動収入 = 99,497 千円 2 事業活動支出  
= 93,220 千円 ▽事業活動収支差額 = 6,277 千円

◀ II 投資活動収支の部 ▶

1 投資等活動収入 = 42,000 千円 2 投資等活動  
支出 = 55,350 千円 ▽投資等活動収支差額 =  
-13,350 千円

◀ III 予備費支出 = 12,927 千円 ▶

▽当期収支差額 = -20,000 千円 ▽前期繰越収支  
差額 = 20,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 千円

○他 2. 収益事業 (地区 S C) 収支予算書 (案)

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1 事業活動収入 = 12,531 千円 2 事業活動支出 =  
13,247 千円 ▽事業活動収支差額 = -716 千円

◀ II 投資等活動収支の部 ▶

1 投資等活動収入 = 3,700 千円 2 投資等活動支出  
= 2,870 千円 ▽投資等活動収支差額 = 830 千円

◀ III 予備費支出 = 1,984 千円 ▶

▽当期収支差額 = -1,870 千円 ▽前期繰越収支差  
額 = 1,870 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 千円

○収支予算書 (他 2. 収益事業 (商品会計)) (案)

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1 事業活動収入 = 2,202 千円 2 事業活動支出 =  
2,565 千円 ▽事業活動収支差額 = -363 千円

◀ II 予備費支出 ▶

▽当期収支差額 = -2,000 千円 ▽前期繰越収支  
差額 = 2,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 千円

◇近代化基金特定資産の一部取り崩し (案)

▼取崩額 = 170,000,000 円

<取崩額内訳>

- ① 2018 年度交付金事業負担 = -110,000 千円
- ② 2019 年度利子補給充当額 = -60,000 千円

▼取崩し理由

- ① 交付金事業費 (実施事業等 (輸送の振興・  
安全・環境保全事業)) の自社負担額に充当  
するため。
- ② 基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポ  
スト新長期融資等の近代化基金融資に係る  
2019 年度利子補給事業等に充当するため。

▼取崩期日 ① 2018 年度中 ② 2019 年度中

近代化基金特定資産

▼ 2018 年度期首基金額 = 6,302,128,396 円

<期中取崩額>

- ① 2018 年度利子補給充当額 = -102,300,000 円  
(第 65 回交付金事業委員会、第 298 回常任理

事会、第 208 回理事会承認済)

② 2018 年度交付金事業負担 = -110,000,000 円

▼ 2018 年度期末基金額 = 6,089,828,396 円

#### ◇就業規則の一部改正 (案)

▽変更箇所

第 3 章 就業時間・休憩・休日および休暇 (年次有給休暇) 第 19 条

#### ◇給与規定の一部改正 (案)

▽変更箇所

① 第 2 章 賃金の締切および支払い (賃金の支払方法) 第 5 条 ② 第 3 章 基本給および手当 (基本給) 第 6 条、(管理職手当) 第 15 条

③ 第 4 章 昇給 (昇給) 第 16 条

### 第 303 回 常任理事会

<議題>

(1) 会員の入会の承認および退会について

(2) 第 214 回理事会への提出議案について

(3) その他

#### ◇会員の入・退会承認

新規会員計 22 社の入会と退会 18 社について報告が行われ承認された。

### 第 93 回 適正化事業実行運営委員会

<議題>

(1) 2019 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)について

(2) 2019 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)について

(3) その他

#### ◇2019 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)

※詳細は第 214 回理事会の記事をご参照下さい。

#### ◇2019 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算 (案)

<収入の部>

① 受入収入 = 148,873 千円 ② 適正化事業助成費 受入収入 = 21,573 千円 ▼合計 = 170,446 千円

<支出の部>

○政令第 4 号 適正化に関する事業 ①安全運行パトロール費 = 136,000 千円 ②輸送サービスセンター運営費 = 23,040 千円 ③啓発広報活動費 =

2,322 千円 ④輸送秩序確立運動費 = 9,084 千円

▼合計 = 170,446 千円

### 第 142 回 信用保証実行運営委員会

<議題>

(1) 債務保証の承認(書面表決)の報告について

(2) 2019 年度信用保証事業計画(案)ならびに 2019 年度信用保証事業特別会計収支予算書(案)について

(3) その他

#### ◇債務保証の承認(書面表決)報告

▼申込期間 = 平成 30 年 11 月 13 日 ~ 平成 31 年 2 月 12 日 件数 = 3 件 ▼金額合計 = 45,200 千円

#### ◇2019 年度信用保証事業計画(案)

※詳細は第 214 回理事会の記事をご参照下さい。

#### ◇2019 年度信用保証事業特別会計収支予算 (案)

※詳細は第 214 回理事会の記事をご参照下さい。

## 第 92 回 総務委員会

中川才助 委員長



◇日時 = 平成 31 年 3 月 5 日 (火)

◇場所 = 大ト協研修センター・201 号室

◇議案

(1) 2019 年度事業計画(案)について

(2) 2019 年度会費の額および納入方法(案)について

(3) 2019 年度各会計予算(案)について

(4) 近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)について

(5) 就業規則の一部改正(案)について

(6) 給与規定の一部改正(案)について

(7) その他

※内容については本号の第 214 回理事会の記事をご参照下さい。

# 第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会開催



挨拶をする辻 卓史会長

3月18日、中央区のプリムローズ大阪で第10回目となる「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」が開催され、当協会からも委員として、辻 卓史会長、井上泰旭副会長、池辺祐一副会長が出席した。

安部誠治座長（関西大学教授）により議事が進行された。

同協議会は当初は2015年度から4年の予定で設置されたが、働き方改革関連法案の成立により自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用が2024年に開始されることから、2023年まで延長されることとなり安部座長より「この4年間でやってきたことに加えて、それを更に展開していくことになってきたので、この4年間のとりまとめと、次の5年目に向けての新しい課題の整理というのが、本日の協議会の役割となる」旨説明が行なわれた。

協議会では、初めに前回第9回の概要について報告のあと、日本PMIコンサルティングの小坂真弘 代表取締役から平成30年度コンサルティング事業の（本業務の目的、基本的考え方、作業フロー、実施プロセス、事前調査実施及び課題の整理・分析、実証実験の実施、パイロット事業を踏まえた本年度業務の方向性、検討会・事業場訪問の概要）実証実験での結果について報告が行なわれた。

次に平成31年度トラック地方協議会での取組みとして、「ホワイト物流」推進運動の進め方、概要等について説明。

また、平成31年度アドバンス事業及び今後の協議会として、輸送品目別の取組の強化や具体的な取組について説明が行なわれた。

次回協議会については、秋頃開催される予定である。

**【問題】**

★ 黒先

**詰碁新題**

**【問題】**

	7	6	5	4	3	2	1	
一				角		王	皇	
二						爵		
三			卒	卒				
四						卒	卒	
五								
六								
七								

★ 持駒 角 金 桂 一

**詰将棋新題**

**【ヒント】**  
 コウでは不十分です。相手の粘りを封じる初手がポイント。五分で三段、一〇分で初段です。

**【ヒント】**  
 三手目に妙手。五分で初段。七手詰。



# 平成30年度 人権問題研修会を開催

## ～人権問題について考える～

大阪府トラック協会と大阪自動車会議所との共催による平成30年度人権問題研修会が3月1日、大阪市中央区の大阪歴史博物館において開催され、268名が参加した。

人権問題は日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題であり、世界人権宣言においてもすべての人間は生まれながらにして自由と平等を有し、かつ人間としてその尊厳と様々な権利を有するものであるとうたわれている。

当協会においてもかねてから近畿運輸局、同大阪運輸支局ならびに大阪府の指導の下、啓発活動を推進している。

研修会では、大阪自動車会議所 榊元政明会長の挨拶に続いて来賓の近畿運輸局大阪運輸支局 福元稔支局長の挨拶が行われ、その後『職場のパワハラ問題の理解と防止に向けて～管理役職者が留意しておくべきこと～』をテーマに、大阪企業人権協議会 宮内雅也事務長による講演が行われた。



# トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナーを開催



挨拶をする井上泰旭副会長

大阪府トラック協会は3月11日、大阪府トラック総合会館6階にて「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナー」を全日本トラック協会と共催で開催し、会員事業者らがセミナーに参加した。

全日本トラック協会は、昨年3月に策定したトラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプランに基づき、トラック運送事業者の取組内容を具体的かつ詳細に説明した解説書を作成している。このセミナーは、本解説書を活用してトラック運送事業者が時間外労働の上限規制をはじ

めとした働き方改革に適切に対応できるようにするため開催された。

セミナーでは、井上泰旭副会長（労務委員会委員長）の挨拶の後、「働き方改革関連法」及び「改正貨物自動車運送事業法」の概要について（公社）全日本トラック協会企画部の本間圭介課長より講演が行われた。続いて、トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン（解説編）について日本PMIコンサルティング株式会社代表取締役の小坂真弘氏より講演が行われ、質疑応答を行い本セミナーは終了した。

## 2019年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業について

### 【事業実施概要】

#### 1. 申請書類の頒布

- ① インターネットによる頒布  
全日本トラック協会ホームページ 2019年4月16日(火)～6月30日(日)
- ② 紙媒体による頒布  
申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関(各都道府県トラック協会)  
2019年5月7日(火)～6月28日(金) 9:00～17:00  
(土・日曜日、祝日は除く)

#### 2. 申請期間

2019年7月1日(月)～7月12日(金) 9:00～17:00(土・日曜日は除く)

#### 3. 評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所(営業所)を単位とします。  
(貨物軽自動車運送事業は評価の対象から除かれます。)

#### 4. 申請資格要件

- ① 事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。  
営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。
- ② 配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③ a. 虚偽の申請、その他不正な手段等(以下、「不正申請等」という。)により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。  
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④ 認定証、認定マーク及び認定ステッカー等(以下、「認定証等」という。)の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

#### 5. 申請書類の提出先

事業所が所在する都道府県の地方実施機関(都道府県トラック協会)の受付窓口

※郵送による申請は一切認められません。

※申請手続きは、当該事業所に所属する代表者又は担当者が行なって下さい。

本社、支社等による一括申請や当該事業所に所属していない代理人等による申請手続きは、受付時における内容確認等に支障をきたす恐れがあることから、ご遠慮下さい。

#### 6. 評価決定

申請事業所について、全国実施機関が3つの評価項目について評価基準に基づき点数化し、安全性評価委員会への諮問、答申を経て評価を決定します。

#### 7. 評価結果の通知

評価結果は、2019年12月中旬に、全日本トラック協会のホームページにてご案内すると同時に各申請事業所に対して郵送にてご通知します。

#### 8. 安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとします。

新規・更新の種別	現在の認定証番号	今回の認定による有効期間
新規認定事業所		2020年1月1日～2021年12月31日(2年間)
初回更新事業所	29*****	2020年1月1日～2022年12月31日(3年間)
2回目更新事業所	28***** (1)	2020年1月1日～2023年12月31日(4年間)
3回目更新事業所	27***** (2)	
4回目更新事業所	27***** (3)	
5回目更新事業所	24***** (4)	

※「現在の認定証番号」欄の「\*」は各事業所に割り振られた数字をさします。

#### 9. 安全性優良事業所の証し

- ① 認定書を授与します。
- ② 「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用を認定の有効期間内に限り認めます。
- ③ 全日本トラック協会のホームページで事業所名・住所・電話番号を公表します。  
また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及びホームページへのリンク行ないます。

#### 10. 申請料

- ① Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
- ② 複写式申請書による申請：申請書実費1,000円(税込)

## 安全性評価事業（Gマーク）を新たに申請される事業所のみなさまへ

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための認定制度です。

ここでは、Gマーク認定に必要な評価項目の配点について説明します。評価項目の詳しい内容につきましては「申請案内」等でご確認願います。

Gマークは以下の配点により評価されます。

### 評価項目

①	安全性に対する 法令の遵守状況	配点40点 基準点32点	◇ 当実施機関の巡回指導結果
			◇ 運輸安全マネジメント取組状況
②	事故や違反の状況	配点40点 基準点21点	◇ 重大事故・行政処分の状況
③	安全性に対する 取組の積極性	配点20点 基準点12点	◇ 安全対策会議の実施、運転者の教育などの取組の 自己申告事項

！ご注意ください！

期間：2018年7月1日～2019年10月31日

さらに、以下の要件を満たすことにより認定されます。

### 認定要件

- (1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- (2) 上記①～③の各評価項目において基準点数以上
- (3) 貨物自動車運送事業法の認可、届出、報告が適正であること
- (4) 社会保険等加入が適正であること（事業所に所属のすべての従業員・法で定められたアルバイト・パート）

！ご注意ください！

① 法令の遵守状況の「当実施機関の巡回指導結果」については、  
**2018年7月1日～2019年10月31日の期間での巡回指導の点数**となります。  
従いまして、昨年7月以降ですでに巡回指導が実施された営業所につきましては、その巡回時の  
結果が評価点数となります。

なお、点数に関わらず「**再巡回は行いません**」のでご注意ください。

昨年7月以降で巡回指導がまだ実施されていない営業所につきましては、  
Gマーク申請を受け付けた後に巡回指導を実施します。

巡回指導、その他詳細につきましてはトラック協会 適正化事業部までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・・・大阪府トラック協会 適正化事業部（Gマーク担当）06-6965-4024

# グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催

大阪府トラック協会では各企業のエコドライブ等の活動を継続的に実践する仕組みを提供し、燃料価格の上昇、安全対策、環境対策、コンプライアンスの確保などの課題へ能動的に取り組めるよう支援することを目的としたグリーン・エコプロジェクト事業を平成25年度より実施している。

このプロジェクト事業の参加事業者を対象に、3月6日、7日、8日の3日間、大阪府トラック協会研修センターにおいて管理者育成と社内教育体制の構築支援を目的としたグリーン・エコプロジェクトステップアップセミナーを開催し、3事業者4名が参加した。



## (一社) 大阪府トラック協会 助成事業 「グリーン・エコプロジェクト」概要

### ■プロジェクトの目的

管理者育成を目的とします  
社内教育体制の構築を支援します

### ■参加事業者による取り組み

- ① 車両ごとに燃費記録用紙を記入
- ② 管理者は活動の基盤となるステップアップセミナー（2ヶ月に1回・全5回のセミナー）に参加
- ③ ステップアップセミナーを修了後、より活動を推進するための継続セミナーに進みます

※セミナーにて、社内教育用資料を提供します

### ■参加のメリット

- ・ドライバーのやる気を高めます
- ・ドライブレコーダー、デジタコの有効的な活用方法をお伝えします
- ・事故防止のための効果的な方法をお伝えします
- ・管理者に社内教育・指導法をお伝えします

※（公財）交通エコロジー・モビリティ財団主催の、「グリーン経営認証制度」の取得に向けた環境整備の一環としても効果的です

※ 大阪府助成対象事業のため、ステップアップセミナーに無料でご参加いただけます  
継続セミナーは、事業者様に一部料金をご負担いただくこととなります

※ 府内の事業所、及び府内ナンバーの車両が対象となります

◆後援：近畿運輸局、大阪府、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、（公社）全日本トラック協会



活動ポスター

お問合せ先 ◆交通・環境部 Tel: 06-6965-4033

◆グリーン・エコプロジェクト事務局（業務提携先：(株)アスア）  
Tel: 0120-415-510 担当：森、菅谷



セミナー風景



セミナー提供資料





## 経営者様・管理者様へ




国土交通省認定

### 「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」のご案内

本セミナーでは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」で示されている「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用(リスク管理)」について、情報収集、情報の分類・整理・傾向把握、根本原因の分析、傾向対策の検討と実施、効果把握等、リスク管理をするための環境整備に必要な要素を具体的に解説します。

※本セミナーは国土交通省より運輸事業者の安全管理体制の構築・強化に有効と「認定」されているセミナー(通称:認定セミナー)です。

- ☆ 開催日時 : 2019年5月30日(木曜日) 13:30 ~ 17:00
- ☆ 開催場所 : 大阪府社会福祉会館 4階 403号室(裏面地図を参照下さい)  
大阪市中央区谷町7丁目4-15  
TEL:06-6762-5681
- ☆ 実施者 : 公益財団法人関西交通経済研究センター  
 (運輸安全マネジメント支援センター)  
〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7番2号ウエストスクエアビル9F  
電話 06-6543-6291 FAX 06-6543-6295
- ☆ 講師 : 公益財団法人関西交通経済研究センター 主任研究員
- ☆ 開催区分 : リスク管理(基礎)
- ☆ 受講料 : 4,000円(資料代を含みます)
- ☆ 募集人員 : 定員は68名です。(定員に達した場合は締め切らせて戴きます。)  
申し込み締め切り日は、2019年5月20日(月曜日)です。
- ☆ 受講済証 : 有り(但し、遅刻・早退者には受講済証の交付はできません。)

#### ■本セミナー受講のインセンティブ



- ・ 地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。(2014年1月24日付け 国土交通省大臣官房、自動車局通達)
- ・ この監査インセンティブの適用を希望される場合は、単にセミナーを受講するだけでなく、各事業者様において認定セミナーの内容を活用いただき、その後、国に所定の調査票を提出していただく必要があります。調査票については、セミナーの当日にご説明いたします。
- ・ 貸切バス事業者の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」、貨物自動車運送事業者の「貨物自動車運送事業安全性評価事業」における加点要素があります。(詳細は各協会へ)

- ☆ 個人情報の取扱い: 国のルールに則り、セミナー実施者である(公財)関西交通経済研究センターは、経営管理部門の要員がセミナーを受講された場合は「事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナー」を国に通知します。なお、国への通知を希望されない場合は、参加申込書の経営管理部門の要員に「該当しない」にチェックを入れて下さい。

◆主催:公益財団法人 関西交通経済研究センター(運輸安全マネジメント支援センター)

国土交通省認定

# 「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」 参加申込書兼受講票

- ① 下記参加申込書の太枠内に必要事項を漏れなくご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究センターあてFAXでお申し込み下さい。 受付後、「受講票」をFAXにてお送りします。
- ② 当日は、参加申し込み確認のため本紙「参加申込書 兼 受講票」を受付にご提出下さい。
- ③ 受講料は、受講当日の受付時にお支払い下さい。

※受講番号(主催者記入欄)

お申込みFAX番号  
06 - 6543 - 6295

貴社の事業の種類 : <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ハイヤー・タクシー <input type="checkbox"/> トラック	
(ふりがな) 御社名	TEL (        )        - FAX (        )        - E-mail :
ご住所	(〒        -        )
(ふりがな) お名前	お役職
経営管理部門の要員に、( <input type="checkbox"/> 該当する        ・ <input type="checkbox"/> 該当しない )	

※1 認定セミナーの監査インセンティブは、「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。

※2 経営管理部門の要員とは、「現業実施部門(輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門)を管理する責任・権限を持つ部門の要員」を意味し、具体的には、経営トップ、安全統括管理者、安全担当役員、安全担当の管理者などが該当します。

【アンケートについて】認定セミナーの把握に関するアンケート(国作成、国に提出)を回収させていただきます。アンケートは、数問のごく簡単な質問ですので、ご協力をお願いします。

【個人情報の取扱いについて】参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本セミナーに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。



日時：2019年5月30日(月曜日)

13:30 ~ 17:00

会場：大阪府社会福祉会館 4階 403号室  
大阪市中央区谷町7丁目4-15

TEL: 06-6762-5681

★谷町六丁目駅 4出口から徒歩約4分

★谷町九丁目駅 2出口から徒歩約7分

【お問合せ・お申込み先】

公益財団法人 関西交通経済研究センター



運輸安全マネジメント支援センター

TEL: 06-6543-6291

FAX: 06-6543-6295

## 自動車事故対策機構からのお知らせ

### 【平成31（2019）年度】 運行管理者等『基礎講習』開催のご案内

平素は自動車事故対策機構の業務運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。  
平成31（2019）年度の運行管理者等 基礎講習は以下の内容にて行います。受講ご希望の方は案内を御一読のうえお申込み頂きますようお願い致します。

#### ●予約方法（お申込み方法）

講習のご予約はインターネットにて受け付けております。  
パソコン・スマートフォンより当機構ホームページ、又は  
右のQRコードよりご予約下さい。



#### ●予約開始日（受付開始日）

##### 第1回～第4回

平成31年 4月15日（月）0：00～ 予約受付開始  
※ネット以外は 4月16日（火）～予約受付開始

##### 第5回～第8回

平成31年10月 1日（火）0：00～ 予約受付開始  
※ネット以外は10月 2日（水）～予約受付開始

業態	回	開催年月日	会場
貨物	1	平成31年 6月 5日(水)～ 7日(金)	大阪府 社会福祉会館
	2	平成31年 6月11日(火)～13日(木)	
	3	平成31年 7月 3日(水)～ 5日(金)	
	4	平成31年 8月 7日(水)～ 9日(金)	
	5	平成31年12月 3日(火)～ 5日(木)	
	6	平成32年 1月 8日(水)～10日(金)	
	7	平成32年 1月15日(水)～17日(金)	
	8	平成32年 2月 5日(水)～ 7日(金)	

#### ●受講料

お1人様：8,700円（消費税・テキスト代を含む）

※講習開催初日 受付時に現金でお支払いいただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。

一旦納付された受講料の返金は出来ません。

※消費税改定により、受講料は年度途中で変更する可能性があります。

## ●受講の対象者

- ① 運行管理者試験(貨物)の受験資格を得ようとされる方。
- ② 新たに補助者としての要件を得ようとされる方。
- ③ 平成24年4月16日以降、初めて運行管理者に選任された方で、過去に基礎講習を受講されたことがない方。

## ●注意事項

- ◆各回とも会場定員に達した時点で受付を締め切らせて頂きます。
  - ◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。
  - ◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。
  - ◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為・講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。
  - ◆3日間全ての講義を受講いただいて修了となります。
  - ◆1日目の受付開始時刻は9時15分からです。  
受付時には、下記のものをご用意ください。
    - ① 予約確認書（ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです。）
    - ② 顔写真1枚（タテ3.0センチ×ヨコ2.4センチ）又は指導講習手帳
    - ③ 受講料8,700円（お支払方法は現金のみです。）
  - ◆1日目の開講時刻は10時00分からです。
  - ◆2日目・3日目の開講時刻は9時30分からです。
  - ◆全日、交通障害以外の遅刻は認めません。（遅延証明をお持ち下さい。）
  - ◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は3日間の当該講習日のみを延期します。（後日代替日をご案内します。）
- ※運行管理者試験の受験を希望される方は、基礎講習の申込みとは別に「運行管理者試験センター」への受験申請手続きが必要です。

◎インターネット環境が未整備で講習受講を希望される場合は、郵送でのご予約となりますので、まずは、下記問い合わせ先までご連絡頂きますようお願い致します。

## ●お問い合わせ先

独立行政法人  
自動車事故対策機構 大阪主管支所  
「指導講習担当」まで  
Tel 06-6942-2804



## 【平成31(2019)年度】 運行管理者等『一般講習』開催のご案内

平素は自動車事故対策機構の業務運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。  
平成31(2019)年度の運行管理者等一般講習は以下の内容にて行います。受講  
ご希望の方は案内を御一読のうえお申込み頂きますようお願い致します。

### ●予約方法（お申込み方法）

講習のご予約はインターネットにて受け付けております。  
パソコン・スマートフォンより当機構ホームページ、又は  
右のQRコードよりご予約下さい。



ナ斯巴 講習予約

検索



### ●予約開始日（受付開始日）

各回とも開催日の3か月前の同日より予約開始  
例：7月24日（水）の予約開始日は 4月24日（水）  
※5月30日については 4月15日（月）より開始

業態	開催月	開催日	会場
貨物	5月	30日（木）	大阪府社会福祉会館(301号室)
	7月	24日（水）・25日（木）	天満研修センター
	8月	1日（木）	橋本市民会館 (和歌山県)
		29日（木）	たかつガーデン
	9月	5日(木)・6日(金)	大阪府社会福祉会館(501号室)
		18日(水)	大阪府社会福祉会館(301号室)
		26日（木）	岸和田市立浪切ホール
	10月	2日(水)・3日(木)・17日(木)・18日(金)	大阪府社会福祉会館(501号室)
		24日（木）・25日（金）	岸和田市立浪切ホール
	11月	6日（水）・7日（木）	天満研修センター
		27日（水）	岸和田市立浪切ホール
	2月	15日（土）	中央大通FNビル
		19日（水）・20日（木）	大阪府社会福祉会館(501号室)
3月	3日（火）・4日（水）	大阪府社会福祉会館(301号室)	

### ●受講料

お1人様：3,100円（消費税・テキスト代を含む）  
 ※講習開催初日 受付時に現金でお支払いただきます。  
 つり銭のないようご協力をお願いします。  
 一旦納付された受講料の返金は出来ません。  
 ※消費税改定により、受講料は年度途中で変更する可能性があります。

## ●受講の対象者

- ① 運行管理者であって、前年度に一般講習(貨物)等を受講されていない方。
- ② 上記①にかかわらず平成31(2019)年度中にはじめて選任届出された運行管理者の方。
- ③ 上記①にかかわらず前年度または平成31(2019)年度に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保命令違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者の方。
- ④ その他受講を希望される方(補助者の方等)。

## ●注意事項

- ◆各回とも会場定員に達した時点で受付を締め切らせて頂きます。
- ◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。
- ◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。
- ◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為、講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。
- ◆全ての講義を受講いただいて修了となります。
- ◆受付開始時刻は9時15分からです。(開講時刻は10時からです。)  
受付時には、下記のものをご用意ください。
  - ①予約確認書(ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです。)
  - ②指導講習手帳
    - ※手帳をお持ちでない方(新規、再交付又は、満欄の方)は、顔写真1枚(タテ3.0センチ×ヨコ2.4センチ)をご用意ください。
    - ※再交付の場合は別途300円の料金が必要です。
  - ③受講料3,100円(お支払方法は現金のみです。)
- ◆交通障害以外の遅刻は認めません。(遅延証明をお持ち下さい。)
- ◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は開催を延期します。(後日代替日をご案内します。)
- ◆橋本市民会館については、一つの机に三人掛けとなることが予想されますのであらかじめご了承ください。

◎インターネット環境が未整備で講習受講を希望される場合は、郵送でのご予約となりますので、まずは、下記問い合わせ先までご連絡頂きますようお願い致します。

## ●お問い合わせ先

独立行政法人  
自動車事故対策機構 大阪主管支所  
「指導講習担当」まで  
TEL 06-6942-2804

## 自動車事故対策機構が実施する指導講習、 適性診断及び安全マネジメント業務に係る 消費税率改定に伴う手数料改定について

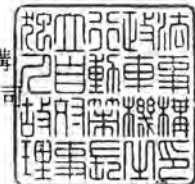
独立行政法人自動車事故対策機構より、2019年10月1日に消費税率が改定されることに伴い、指導講習及び適性診断等の各種手数料を、別添のとおり、改定する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

### 改定内容

自対機安全第283号  
平成31年3月26日

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

独立行政法人自動車事故対策機構  
理事長 濱 隆司



消費税率改定に伴う指導講習、適性診断及び安全マネジメント業務に  
係る手数料改定について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当機構にて実施しております運行管理者等指導講習及び運転者への適性診断につきましては、貴会傘下の事業者各位に広くご活用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日に消費税率が改定されることに伴いまして、指導講習及び適性診断等の各種手数料につきまして、別添のとおり改定することといたしましたのでお知らせいたします。

謹白

1. 指導講習手数料の改定について

①指導講習手数料

指導講習の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
基礎講習	8,900円	8,700円
一般講習	3,200円	3,100円
特別講習	17,900円	17,500円

②指導講習テキスト頒布

テキストの種類	頒布の額(新) 2019年10月から	頒布の額 2019年9月まで
基礎講習テキスト	2,700円	2,600円
一般講習テキスト	1,100円	1,000円
特別講習テキスト	4,200円	4,100円
地方教材	300円	200円

③講習手帳再交付手数料

	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
講習手帳再交付	500円	300円

④第一種講師要件研修手数料

研修項目の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
運行管理者実務習得研修	10,900円	10,700円
適性診断活用方法習得研修	13,900円	13,600円
話し方習得研修及び指導講習講義の実習研修	38,100円	37,400円

⑤第二種講師要件研修手数料

研修項目の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
第二種講師要件研修	19,400円	19,000円

2. 適性診断手数料の改定について

①適性診断手数料

適性診断の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
初任診断	4,800円	4,700円
適齢診断	4,800円	4,700円
特定診断Ⅰ	9,300円	9,100円
特定診断Ⅱ	29,900円	29,300円
一般診断	2,400円	2,300円
カウンセリング付一般診断	4,800円	4,700円
特別診断	10,300円	10,100円

②第一種カウンセラー要件研修等手数料

研修の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
適性診断一般に関する事項	7,400円	7,200円
交通心理学に関する事項	17,100円	16,700円
カウンセリングの理論に関する事項	7,500円	7,300円
指導及び助言の手法に関する事項	7,500円	7,300円
指導及び助言の実習	14,500円	14,200円
模擬指導・助言をもとにした事例検討会	15,300円	15,000円
カウンセラーに対する教育・訓練	16,200円	15,900円

③適性診断活用講座手数料

項目	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
適性診断活用講座	2,700円	2,600円

④適性診断受診証明書及び適性診断票の謄本の発行手数料

項目	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
適性診断受診証明書	300円	100円
適性診断票の謄本	400円	100円

⑤適性診断システム貸出用機器利用手数料

項目	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
1台につき1日当たり	1,100円	1,000円

3. 安全マネジメント業務の手数料の改定について

①安全マネジメント講習手数料

講習の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
ガイドライン講習会(半日)	5,200円	5,100円
支援ツール講習会(半日)	5,200円	5,100円
内部監査講習会(半日)	5,200円	5,100円

②コンサルティング及び講師派遣業務の手数料

業務の種類	手数料の額(新) 2019年10月から	手数料の額 2019年9月まで
コンサルティング(アドバイザー)	8,200円/時間	8,000円/時間
コンサルティング(コンサルタント)	10,200円/時間	10,000円/時間
ISOコンサルティング	10,200円/時間	10,000円/時間
講師派遣	8,200円/時間	8,000円/時間

③教材(DVD)の頒布

教材(DVD)の種類	頒布の額(新) 2019年10月から	頒布の額 2019年9月まで
ドライブレコーダー-KYT-I	1,100円	1,000円
ドライブレコーダー-KYT-II	2,100円	2,000円
ドライブレコーダー-KYT-III	3,100円	3,000円
ドライブレコーダー-KYT-IV	4,100円	4,000円

④運輸安全マネジメント評価料

項目	頒布の額(新) 2019年10月から	頒布の額 2019年9月まで
評価料	570,000円	559,600円
宿泊料	13,000円	13,000円
交通費	実費	実費

⑤貸切バス適正化事業委託料

項目	頒布の額(新) 2019年10月から	頒布の額 2019年9月まで
職員1人における1日当たりの単価	55,000円	54,000円

事業者様が抱える**睡眠時無呼吸症候群 (SAS)** や  
**健康診断後の事後フォロー(運輸ヘルスケアナビシステム®)**  
などのお困りに対応する無料の相談会を開催しています

※運輸ヘルスケアナビシステム®とは、定期健康診断のフォローアップのために全日本トラック協会の受託事業としてヘルスケアネットワークが構築したシステムです。

**睡眠時無呼吸症候群 (SAS) お悩み例**

- ・ 従業員にSAS検査を実施する予定だが、何から始めたらいい？
- ・ 要精密検査の必要なドライバーへの対応は？
- ・ SAS治療中のドライバーの治療確認やフォローは？

**健康診断後の事後フォロー(NAVI)お悩み例**

- ・ ドライバーの健康状態をどこまで把握すべき？
- ・ 定期健康診断後のフォローってどうしたらいいの？
- ・ 労災二次健診って何？



**お悩み無料相談会**

4・5月  
開設日

睡眠時無呼吸症候群

運輸ヘルスケアナビシステム®

※要予約・希望の番号に☑してください

※所要時間は1社様あたり30分～1時間の予定です。

※お申し込みが定数に達した場合は締め切らせていただきます。ご了承ください。

4月 24日 (水)	<input type="checkbox"/> ① 10:30	<input type="checkbox"/> ② 13:30	<input type="checkbox"/> ③ 15:30
5月 8日 (水)	<input type="checkbox"/> ① 10:30	<input type="checkbox"/> ② 13:30	<input type="checkbox"/> ③ 15:30
5月 15日 (水)	<input type="checkbox"/> ① 10:30	<input type="checkbox"/> ② 13:30	<input type="checkbox"/> ③ 15:30

お悩み	<input type="checkbox"/> SAS <input type="checkbox"/> NAVI <input type="checkbox"/> SAS & NAVI		
ふりがな 会社名			
TEL		FAX	
担当者	(部署・役職)	ふりがな (お名前)	

ご予約は上記をご記入の上、**06-6965-5261**まで **FAX**してください。  
FAX受付後、こちらからご連絡させていただきます。

(公社) 全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関  
(一社) 大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



**NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)**

大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

〒536-0014

TEL: 06-6965-3666

URL: <https://www.ochis-net.jp/>

ヘルスケアネットワーク

検索

FAX: 06-6965-5261

E-mail: [sas@ochis-net.com](mailto:sas@ochis-net.com)



# 平成31年度第1回 運行管理者試験 貨物

公 示

<b>1. 試験日</b>	平成31年8月25日(日)											
<b>2. 試験地</b>	(1) 全国47都道府県で実施します。 (2) 試験会場は、8月7日(水) 発送予定の受験通知書でお知らせします。											
<b>3. 受験資格</b>	(1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(受講予定の方は、試験日の前日までに修了)した方											
<b>4. 受験手続</b>	(1) 申請用紙(受験申請書)は、各都道府県トラック協会及び(公財)運行管理者試験センターで頒布(販売)します。 頒布期間は、平成31年5月17日(金)～6月7日(金)(土・日・祝祭日を除く)です。 (2) 申請の方法及び期間 ① 書面申請【申請期間：平成31年5月17日(金)～6月7日(金)】 受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送(簡易書留)して下さい。 ※土・日祝祭日は、郵便局によっては取扱いをしておりますのでご注意ください。 ② インターネット申請【申請期間：平成31年5月17日(金)～6月18日(火)】 (携帯電話、スマートフォンからの申込みはできません) (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。 ③ おまかせ申請【申請期間：平成31年5月10日(金)～6月13日(木)】 「おまかせ申請書」に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付しておまかせ申請デスクへ郵送して下さい。 ④ 再受験申請【申請期間：平成31年4月19日(金)～6月18日(火)】 (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。 (3) 受験手数料は、6,000円(非課税)です。											
<b>5. 合格基準</b>	試験の合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">出 題 分 野</th> <th>必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 貨物自動車運送事業法関係</td> <td>② 道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③ 道路交通法関係</td> <td>④ 労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td>2問以上</td> </tr> </tbody> </table>	出 題 分 野		必要な正解数	① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上	③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係	⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出 題 分 野		必要な正解数										
① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上										
③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係											
⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上										
<b>6. 試験結果の発表</b>	(1) 試験日より1カ月以内。 (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。											

—— 国土交通大臣指定試験機関 ——



公益財団法人  
**運行管理者試験センター**

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番地3号 芝大門116ビル7F TEL 03-6803-4323  
ホームページ <http://www.unkan.or.jp/> 携帯電話版 <http://www.unkan.or.jp/mobile/>  
お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 04-7170-7077



(掲出期間 平成31年4月11日～平成31年9月下旬まで)

## 運行管理者試験の申請サービスのお知らせ

パソコン  
なしでも  
**OK**

# 時間がない方にオススメ 『おまかせ申請サービス』

### おまかせ申請サービスとは・・・

早い  
長い

- 書面申請の受付開始よりも1週間早く、しかも、締切日より約1週間長く受験申請ができます。

安心

- あなたはデスクにおまかせ申請書等を郵送するだけ  
あとは私どもが電子申請手続きを行います。

便利

- 申請費用の支払いは、ご希望のコンビニでできます。  
(申請費用の内訳は、裏面を参照)

支払は  
コンビニで  
**OK**

申請期間 平成31年5月10日(金)～6月13日(木) (当日消印有効)

### おまかせ申請サービスの流れ



# 安心して便利に運行管理者試験の受験申請ができる『おまかせ申請サービス』をぜひご利用ください

いつの試験？

平成31年度第1回運行管理者試験  
(試験日：平成31年8月25日(日))

申請期間は？

平成31年5月10日～6月13日(当日消印有効)

何をして  
くれるの？

試験申請受付期間内において、申請書を運行管理者試験事務センターに送付すると、電子申請による試験申請の申込みを行います。  
あなたは、後日、コンビニで受験手数料等を払い込むだけです。

添付書類は？

- ①証明用写真  
6ヵ月以内に撮影されたもので白黒又はカラーのどちらか1枚
- ②受験者を証明する書面  
自動車運転免許証(写)、住民票(写)(マイナンバーの記載がないもの)、マイナンバーカード(写)(マイナンバーの記載がない表面のみ)のどれか1つを提出
- ③受験資格を証明する書面  
基礎講習修了証(写)等又は実務経験証明書(1年以上の実務の経験)

申請費用は？  
(一人当り)

- 受験手数料 6,000円(非課税)
- おまかせ申請に係る費用 2,000円(税込)
- システム利用料 648円(税込)
- 採点結果通知を希望される方は、採点結果通知手数料 216円(税込)が別途必要です。

受付完了の  
お知らせは？

- ・「おまかせ申請書」の受付を完了したときには、申請の受付完了と入金案内等の通知書を郵送します。
- ・コンビニでの受験手数料等の支払期限は、支払い通知書に記載されています。平成31年7月9日(火)午後11時59分(厳守)までにお支払い頂けない場合、受験することができません。

おまかせ申請書を入手する方法は、次の3つから選択して下さい。電話による請求はできません。

おまかせ申請デスクへの①～③の請求期限は、6月10日(月)17時00分までです。

- ①スマートフォン等からの申込方法：運行管理者試験センターで検索し、ホームページからサイトに入ることができます。
- ②FAX送信による申込み方法：下記の送付申込書(自宅か会社のいずれかを選択し記載)をご送付下さい。
- ③トラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会等の窓口で直接入手する方法：事前に各協会等へお問合せ下さい。

以下の申込書に記載の上、04-7170-7082にFAXして下さい。

## 「おまかせ申請書」の送付申込書

### 【自宅宛に送付を希望する場合】

1. 送付部数 \_\_\_\_\_ 部
2. 送付先  
氏名(フリガナ) \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
(日中連絡が可能な電話番号を記載して下さい。)
3. ご住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※マンション名、アパート等の名称及び部屋番号まで記載して下さい。

### 【会社宛に送付を希望する場合】

1. 送付部数 \_\_\_\_\_ 部
2. 送付先  
ご担当者の氏名(フリガナ) \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_
3. 会社住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ビル名等の名称、階数まで記載して下さい。



おまかせ申請デスク((公財)運行管理者試験センター 試験事務センター内)  
〒277-8691 日本郵便株式会社柏郵便局私書箱50号  
TEL: 04-7170-2220 FAX: 04-7170-7082  
ホームページ: <http://www.unkan.or.jp/>



## 近畿運輸局からのお知らせ

# 近畿運輸局関係人事異動

－平成31年4月1日付－  
(当協会関係抜粋)



近畿運輸局＝局、

大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山各支局＝大支局、  
京支局、滋支局、奈支局、和支局、なにわ・和泉・  
姫路各自動車検査登録事務所＝な事務所、和事  
務所、姫事務所とそれぞれ略記。

( ) 内は旧職。敬称略。

▽**谷川勇二**＝国土交通省港湾局付(局次長)▽**三上哲史**＝局次長(軽自動車検査協会理事)▽**福元稔**＝定年退職 [H31.3.31付] (大支局長)▽**藤本和往**＝大支局長(局自動車監査指導部長)▽**楠原勇二**＝局自動車監査指導部長(局自動車監査指導部次長)▽**若林隆司**＝局自動車監査指導部次長(近畿地方整備局建政部建設業適正契約推進官)▽**稲沢文啓**＝局海上安全環境部次席運航労務監理官(大支局首席運輸企画専門官 [総務企画])▽**後藤孝行**＝大支局首席運輸企画専門官 [総務企画] (大支局首席運輸企画専門官 [輸送])▽**小森成人**＝大支局首席運輸企画専門官 [輸送] (大支局首席運輸企画専門官 [監査(旅客)])▽**大江和弘**＝大支局首席運輸企画専門官 [監査(旅客)] (国土交通省大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官)▽**中井浩介**＝大支局和事務所運輸企画専門官 [ユーザー行政] (大支局運輸企画専門官 [監査])▽**喜多畑敦嗣**＝大支局運輸企画専門官 [監査] (神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画専門官(主任自動車登録官) [登録])▽**鈴木文嗣**＝[出向] [H31.3.31付辞職] 自動車事故対策機構大阪主管支所チーフ(局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**土谷柚子**＝局自動車監査指導部首席自動車監査官付 [監査] ([復帰] 独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課登録確認調査員(併任兵庫事務所))▽**藤原弘暁**＝局鉄道部計画課計画・財務係長(大支局運輸企画専門官 [貨物])▽**津田修至**＝大支局運輸企画専門官 [貨物] (和支

局運輸企画専門官 [貨物])▽**泉野俊信**＝局総務部総務課長(局自動車技術安全部管理課長)▽**清良井利之**＝局自動車技術安全部管理課長(大支局首席運輸企画専門官(主任自動車登録官) [登録])▽**前田拓也**＝局総務部人事課厚生係長(大支局運輸企画専門官 [監査])▽**尾崎隆之**＝大支局運輸企画専門官 [監査] (自動車事故対策機構和歌山支所チーフ)▽**堀川裕之**＝和支局勝浦海事事務所次長(局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**山本晃**＝局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査] (大支局運輸企画専門官 [監査])▽**三宅高志**＝大支局運輸企画専門官 [監査] (京支局運輸企画専門官 [運航労務監理官])▽**坂井肇**＝神戸運輸監理部姫事務所首席運輸企画専門官(上席自動車登録官・自動車検査官) [登録] (局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**田中康嗣**＝局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査] (局自動車交通部旅客第一課専門官)▽**木原健太**＝局自動車交通部旅客第一課専門官(大支局運輸企画専門官 [輸送])▽**明石久則**＝大支局運輸企画専門官 [輸送] (神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画専門官 [監査])▽**竹内秀気**＝局海事振興部船員労政課長(局交通政策部環境・物流課長)▽**山岡宏**＝局交通政策部環境・物流課長(局海上安全環境部監理課長)▽**酒井敏一**＝滋支局首席運輸企画専門官 [企画輸送・監査] (局自動車交通部貨物課長補佐)▽**柏原博人**＝局自動車交通部貨物課長補佐(局自動車交通部貨物



課專門官)▽**高橋浩一** = 局自動車交通部貨物課專門官(局海上安全環境部運航勞務監理官)▽**名越正典** = 局海上安全環境部監理課長補佐(局海上安全環境部監理課長補佐)▽**釈迦戸久夫** = 大支局次席運輸企画專門官(上席自動車登録官) [登録] (局自動車技術安全部保安・環境課專門官)▽**野口英樹** = 局自動車技術安全部保安・環境課專門官(局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**安井一仁** = 局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査] (奈支局運輸企画專門官 [監査])▽**藪本哲也** = 奈支局運輸企画專門官(上席自動車登録官) [登録] (局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**黒坂直樹** = 局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査] (局自動車交通部旅客第二課長補佐)▽**松崎義廣** = 神戸運輸監理部兵庫陸運部長(局自動車技術安全部次長)▽**池田博美** = 局自動車技術安全部次長(局自動車技術安全部技術課長)▽**山名生也** = 局自動車技術安全部技術課長(大支局首席陸運技術專門官(上席自動車検査官) [検査整備保安])▽**森本正司** = 神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術專門官(上席自動車検査官) [検査整備保安] (大支局首席運輸企画專門官 [監査(貨物)])▽**浦部勝弘** = 大支局首席運輸企画專門官 [監査(貨物)] ([復帰] 軽自動車検査協会大阪主管事務所企画課長)▽**小林寛人** = 局鉄道部鉄道安全監査官(大支局運輸企画專門官 [監査])▽**日高聡** = 大支局運輸企画專門官 [監査] (神戸運輸監理部兵庫陸運部陸運技術專門官 [整備])▽**田川信之** = 応募認定退職(大支局次長)▽**赤井正典** = 大支局次長([復帰] 独立行政法人自動車技術総合機構和泉事務所長)▽**渡邊卓** = 局海事振興部旅客課長補佐(局交通政策部環境・物流課長補佐)▽**田中祥仁** = 局交通政策部環境・物流課長補佐(局海上安全環境部監理課長補佐)▽**野村昌和** = [出向] [H31.3.31付辞職] 独立行政法人自動車技術総合機構滋賀事務所長(局交通政策部交通企画課專門官)▽**辻本幸治** = 局交通政策部交通企画課專門官(局鉄道部鉄道安全監査官)▽**新屋敷昭一** = 応募認定退職 [局総務部付] (自動車事故対策機構大阪主管支所長)▽**松尾武文** = [出向] [H31.3.31付

辞職] 自動車事故対策機構大阪主管支所長(奈支局長)▽**信貴絵美子** = 局交通政策部環境・物流課物流施設第一係長(大支局運輸企画專門官 [監査])▽**江藤正樹** = 大支局運輸企画專門官 [監査] (大支局運輸企画專門官(自動車登録官) [登録])▽**田尾祐人** = 大支局首席運輸企画專門官付 [総務企画] (局自動車監査指導部首席自動車監査官付 [監査])▽**島村航** = 局自動車監査指導部首席自動車監査官付 [監査] (新規採用)▽**構和繁** = 神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課港運係長(局自動車交通部貨物課監理係長)▽**黒田将也** = 局自動車交通部貨物課監理係長(局自動車技術安全部管理課管理係長)▽**井上大輔** = 神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画專門官 [貨物] (大支局首席運輸企画專門官付 [輸送])▽**森永祐太郎** = 大支局首席運輸企画專門官付 [輸送] (国土交通省海事局内航課)▽**永原友輝** = 局海上安全環境部首席運航勞務監理官付(海上安全環境部船員労働環境・海技資格課併任) (大支局首席運輸企画專門官付 [監査])▽**村瀬直人** = 大支局首席運輸企画專門官付 [監査] (【休職】局総務部人事課)▽**稻住直樹** = [出向] [H31.3.31付辞職] 自動車事故対策機構大阪主管支所(大支局首席運輸企画專門官付 [監査])▽**田頭智也** = 大支局首席運輸企画專門官付 [監査] (京支局首席運輸企画專門官付 [輸送・監査])▽**中島真帆** = 局自動車交通部貨物課 ([復職] 育児休業(局総務部人事課))▽**岡本強志** = 奈支局首席陸運技術專門官付 [検査・整備] (大支局首席運輸企画專門官付 [監査])▽**松村宗一郎** = 大支局首席運輸企画專門官付 [監査] (新規採用)▽**渡部幸民** = 京支局運輸企画專門官 [監査] (局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**真野貴広** = 局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査] (大支局運輸企画專門官 [監査])▽**菅井健** = 大支局運輸企画專門官 [監査] ([復帰] 独立行政法人自動車技術総合機構兵庫事務所首席自動車検査官)▽**山谷優人** = 大支局首席陸運技術專門官付 [検査・整備] (局自動車監査指導部首席自動車監査官付 [監査])▽**伊東壯真** = 局自動車監査指導部首席自動車監査官付 [監査] (新規採用)

## 大阪府からののお知らせ

自動車税の納期限は **▲5月31日(金)▲** です。  
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター **ふ ぜ い コール**  
**0570-020156**  
受付時間 【平日9:00~17:45 / オペレーターによる対応】  
【上記以外の時間 / 自動音声案内による対応】  
土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。



大阪府広報担当  
副知事もずやん

納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

※このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

※お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。

※一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021 までお願いします。

### ○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税の課税対象となります。自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録(廃車)の手続きをしてください。

### ○自動車税は金融機関等で納付することができます！

自動車税は、金融機関・大阪府内の郵便局・コンビニエンスストア等・府税事務所でも納付することができます。また、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでの納付やスマートフォン決済アプリ「PayB」を利用した納付ができます。さらに、府が指定する金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)のATMやインターネットバンキングを利用するPay-easy(ペイジー)による納付もできます。詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

### ○自動車税の徴収の取組みを強化しています！

府税が滞納になりますと、督促状を発送するなど納付の催告を行いますが、それでもなお完納されない場合は、大切な府税を確保するため、また、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法律の規定により、財産の差押え等を行うこととなります。

なお、府税を納期限までに完納されない場合は、その税額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

### ○税制改正により自動車税が変わります！

税制改正により、10月から「自動車税」に「環境性能割」が創設されるとともに、現行の「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されます。(現行の「自動車取得税」は9月末をもって廃止されます。)詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

HP

府税あらかると

検索

©大阪府財務部税務局徴税対策課

レッドカード！

不正軽油に

脱 税  
不正競争  
環境汚染

不正軽油は犯罪です

不正軽油は悪質な脱税行為です。  
公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。



軽油引取税全国協議会



NEW

## 新「搬送引取費用特約」のおすすめ

4月から、組合員の皆さまの要望にお応えして、加入しやすい特約に改正しました。契約自動車が事故を起こした場合はもちろん、故障やアクシデントにより走行不能になった場合に備えて、「搬送引取費用特約」のご加入をお勧めします。

### ★ 対人共済にご加入していれば、この特約にご加入できます。

この特約にご加入いただける条件を、車両共済 契約車両から対人共済 契約車両に変更します。

### ★ 搬送費用の限度額を引き上げました。

<b>応急処置費用</b>	走行不能となった場所において、30分程度の作業で自力走行できる状態に復旧するための応急処置にかかる費用	搬送費用（応急処置費用を含む）の上限額を走行不能となった原因（事故・故障）ごとに区別して引き上げます。  事故・故障の場合 <b>15万円</b>  ↓ 事故の場合 <b>100万円</b> 故障の場合 <b>30万円</b>
<b>搬送費用</b>	故障や事故のため修理工場等への搬送が必要な場合の費用	
<b>引取費用</b>	修理が完了した後、車両を引き取るために要した1人分の片道（往路）の交通費	<b>2万円</b>

### ★ 特約掛金を大幅に引き下げました。

◎ 搬送引取費用特約の掛金を概ね**50%以下**に引き下げました。

◎ 特約の基本掛金に対して、対人共済の割引増率が適用されます。

用途・車種	従来の掛金	変更後の掛金（4月1日から）	対人共済の優良割引が70%の場合
営業用 2トン超	43,600円	<b>18,100円</b> (58%引き下げ)	➡ <b>5,430円</b>
営業用 2トン以下	24,400円	<b>10,000円</b> (59%引き下げ)	➡ <b>3,000円</b>
営業用 小型貨物	12,700円	<b>5,100円</b> (60%引き下げ)	➡ <b>1,530円</b>

特約の詳細については、お問い合わせ下さい。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

**近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください**

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課 06-6965-2824まで



# D.K 大貨健保のページ

## 健康保険被扶養者現況報告書のご提出

### ありがとうございました

皆さまのご協力により、平成 30 年度の被扶養者現況確認が完了しました。

被扶養者現況確認は、家族の方が健康保険の被扶養者としての基準を満たしているかを  
確認するものです。

これはみなさまからお預かりした保険料を適正に使うためにも大変重要なものです。

今後もご協力をお願いいたします。

## 被扶養者に該当しなくなったときには届出が必要です！

次のような場合など、健康保険の被扶養者に該当しなくなったときには、事業主に申し出て  
「被扶養者(異動)届」に健康保険証を添付して提出してください。

例えば・・・

### 就職した場合

就職先の健康保険に加入した場合、当健保に  
被扶養者抹消の届出をしないと、被扶養者の  
まま二重で健康保険に加入してしまうことにな  
ります。



この春就職するご家族は  
いませんか？

### 被扶養者の年間収入が 130 万円以上<sup>(※)</sup>になった場合

パート収入などが年間 130 万円以上になった  
場合は被扶養者に該当しなくなります。

※60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当  
する程度の障害がある人は 180 万円。



年収が 130 万円を  
超えていませんか？

この他にも被扶養者に該当しなくなるケースは様々です。

扶養の認定等についてご不明の点は業務係 ☎06-6965-4051 へお問い合わせください。

# 大貨特退共のページ

## 【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

### 『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

### 『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

### 『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

## 特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ  
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会  
電話 06-6965-2230  
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）  
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]  
日本生命保険相互会社(31.2%)  
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

## おおさか東線 城北公園通駅開業式典

おおさか東線は、以前城東貨物線だった施設や用地を活用し旅客輸送を開始するとし、1999年6月に着工し、2019年3月16日に全線開業した。これにより新大阪や奈良へも直結するようになり、鉄道の広域ネットワーク形成につながった。

大阪府トラック協会 東北支部では、区域

内において地域社会に密着した活動を実施している。おおさか東線 城北公園通駅開業に伴い、3月16日に同駅で、城北公園通駅開業式典が行なわれ、大阪府トラック協会 東北支部 坂本克己名誉顧問が出席し、特設会場においてテープカットを行なった。







## 近畿地区軽油価格調査集計表(平成31年2月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

### ■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	103.30	94.27	101.38

### ■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	102.36	93.93	103.05
出 光	97.05	94.53	99.40
昭和シェル	119.03	93.38	98.80
エクソンモービル			
キグナス		93.29	
コスモ	99.25	93.25	103.34
その他	101.39	95.40	100.65

### ■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	103.67	94.72	102.41
30～50キロリットル未満	97.70	92.65	97.43
50～100キロリットル未満		95.13	97.47
100キロリットル以上		93.21	

### ■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	105.15	95.01	101.33
30～60日未満	103.23	93.35	101.78
60日以上	94.70	98.55	99.30

### ■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2018年10月	115.33	108.57	114.84
2018年11月	112.97	102.65	110.85
2018年12月	103.70	94.50	103.49
2019年1月	104.68	92.25	99.55
2019年2月	103.30	94.27	101.38

### 軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり) (平成31年2月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目	スタ ン ド 買 い		ロ ー リ ー 買 い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
元 売 別				
エ ネ オ ス	105.6	97.0	94.1	90.0
出 光	103.9	98.4	94.9	90.0
昭 和 シェル	104.4	101.5	92.6	91.8
モ ー ビル	102.1	99.0		
エ ッ ソ	108.5	108.0	96.7	95.5
ゼ ネ ラル			92.8	92.8
キ グ ナ ス				
コ ス モ	105.4	97.5	94.8	92.0
そ の 他	101.4	95.0	93.4	91.0
全 社	(加重平均値)104.4	(最低価格)95.0	(加重平均値)94.3	(最低価格)90.0

### 府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事 前 届 出					
		件 数			台 数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増 車	35	33	44	80	80	77
	減 車	27	36	40	76	105	98
一 般	増 車	(5)692	(8)652	(6)784	(30)1,091	(101)1,085	(30)1,230
	減 車	585	547	711	973	878	1,112
特 定	増 車	1			1		
	減 車						
合 計	増 車	(5)728	(8)685	(6)828	(30)1,172	(101)1,165	(30)1,307
	減 車	612	583	751	1,049	983	1,210

※ ( ) 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(平成31年2月末現在)

区 分 年 月	一 般 講 習				基 礎 講 習		特 別 講 習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
平成31年2月	5	420	118	538	1	140	0	0
平成30年度累計	21	2,245	565	2,810	8	1,111	4	79

◎適性診断業務

(平成31年2月末現在)

区 分 年 月	受 診 者 数						合 計
	任 意		義 務				
	一般	特別	初任	適 齢	特定Ⅰ	特定Ⅱ	
平成31年2月	879	0	436	67	8	1	1,391
平成30年度累計	9,751	2	4,461	506	79	4	14,803

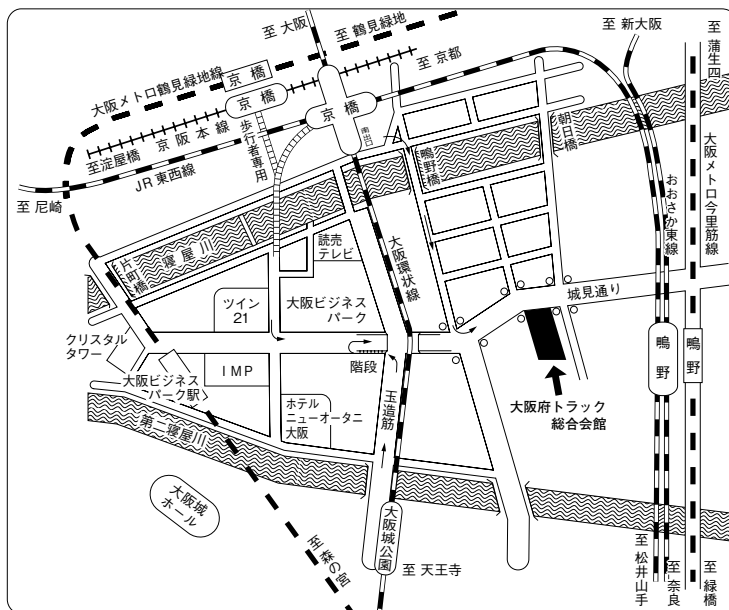
🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

(株)タカナワ (大阪市住之江区平林南2ノ10ノ78=南大阪支部) 社長 ご尊父 山入端明殿、3月9日死去、88歳。葬儀は3月11日午後4時から沖縄県豊見城市字嘉数285のJAおきなわ葬祭センター 虹のホールにて執り行われた。

(株)大日商運 (箕面市小野原東1ノ1ノ1=西支部) 社長 合田利満殿、3月31日死去、81歳。葬儀は4月2日午後1時から箕面市半町4ノ6ノ32の箕面市立聖苑にて執り行われた。



大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・・・・  
「京橋」南出口徒歩約10分・  
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・・・・  
「京橋」南出口徒歩約10分・  
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・・・・  
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線・・・・  
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・  
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・・  
「鳴野」徒歩約15分

最近のトラック運送業界の状況ですが、人手不足は依然として厳しい状況にあります。当協会が「理事会社」を対象に実施した、昨年10月～12月の景況感調査によると、ドライバーが「不足」と「やや不足」をあわせ74.1%に達しています。先行きについても79.6%が「不足・やや不足」となっております。本格的な対策を講じないと、事業の拡大どころか継続すら難しい状況に陥ることを懸念しております。

なお、運賃・料金動向については、同じく昨年10月～12月の景況感調査によると、前期と比較して、営業収入では「やや増加」が31.5%から40.7%と9.2%ポイント増加し、営業利益でも「やや増加」が20.4%から33.3%と12.9%ポイント増加しており、運賃・料金の是正が進んでいることを窺わせる結果を示しています。そういった中で、今年の春闘では大手陸運事業者の賃金改定が話題になっていますが、今後、中小事業者の動向が注目されるところです。しかしながら、作業条件・労働環境を世間水準並みに改善し、ドライバーを確保するという目的達成にはまだまだ道半ばで、引き続きご理解・ご協力いただくきますようお願い申し上げます。

一方、昨年6月末に「働き方改革関連法案」が成立し、本年4月1日から年間残業時間の上限が規定されます。その中でトラックドライバーについては、5年間の猶予期間の後、2024年4月以降、罰則規定付きで960時間を上限とする規定となります。ただし猶予期間中といえども「改善基準告示」の内容を、より厳しく見直すことが付帯決議されました。

この成立を前提に全ト協は昨年3月、国土交通大臣宛にアクションプランを提出し、その実現に向け「働き方改革対応検討本部」を立ち上げました。これはドライバー確保のための業界の公約のようなものです。

ところがトラック輸送業界の現状は、厚労省の監査結果（2017年）によると、労働基準法違反が約8割、改善告示違反が約7割というのが実態で、アクションプランや、法令により規定された内容と大きなギャップがあります。

そういったことを背景に、昨年12月8日、「荷主対策の深度化への対処」と、「標準的な運賃告示制度」が盛り込まれた「改正貨物自動車運送事業法」が成立し、5年間の時限立法として昨年12月14日公布されました。

一方、国交省と厚労省ではこの春から「ホワイト物流」推進運動をスタートさせていただくことになっています。この運動は首相官邸と関係省庁、有識者、荷主団体、労働組合、並びにトラック協会が連携し、今後5年間に国民や企業等に対して、今後深刻化が懸念されているトラック輸送の現状について理解を深め、生産性の向上・物流の効率化、女性や高齢者を含む多様な人材が活躍出来る働きやすい労働環境の実現を目指す活動と承っています。

私ども業界と致しましても、生産性向上に向け出来る限りの自助努力を重ねてまいりますが、それに加え「改正貨物自動車運送事業法」や、官民挙げての「ホワイト物流」推進活動のご支援をいただきながら、「安心・安全」を前提とした、健全なトラック輸送業界を目指す所存です。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。 以上

## 大阪市消防局からのお知らせ

消防法上の  
**危険物**  
まさか知らなかった...  
たったなんて...

**大阪市消防局**

### 意図せず消防法違反になることがあります！！

- 船舶上と陸上では規制が異なります。
- コンテナ船などで引火性のある液体などを輸入する場合、消防法上の**危険物**である旨が表示されていないことがあります。
- 貯蔵・運搬する際には下記事項に留意してください。

#### 確認事項について

貯蔵・運搬する際には必ず行いましょう

- 輸入した商品は危険物ですか？
- 危険物の品名は何ですか？
- 危険物である旨は表示されていますか？
- 数量はどのくらいですか？

#### 貯蔵・運搬の注意事項について

- 一定数量以上の危険物を**貯蔵**する場合は、消防署に申請又は届出を行う必要があります。
- 一定数量以上の危険物を**運搬**する場合は、消火器や標識が必要になります。

**危** 知らずに危険物を**貯蔵・運搬**する可能性があります。ご不明な点があれば、お近くの消防署までご相談ください。

お問い合わせは、お近くの消防署までお願いします。

大阪市消防局 予防部 情報課  
〒550-8566  
大阪市西区九条南1-12-64  
TEL.06-4293-6252  
印刷時の紙にリサイクルできます。

**大阪市消防局**  
OSAKA MUNICIPAL FIRE DEPARTMENT



トラ坊  
(一社)大阪府トラック協会  
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 **大阪府トラック協会**  
専務理事 滝口 敬介



# 4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会  
大阪府警察本部交通部

## 事業者向け交通安全情報配信サービス ‘TSN’ (Traffic Safety Network)のご案内

大阪府警察では、大阪府交通対策協議会（会長：大阪府知事）と連携して、府内の事業者様とのネットワークを構築し、業種別・地域別の交通安全情報をタイムリーに配信いたします。

- ・交通安全情報は、大阪府交通対策協議会から安心一斉送信システムを使って配信されます。
- ・大阪府交通対策協議会は、府内26の関係機関・団体・事業者で構成される連絡会議です。



- ・ 交通事故情勢
- ・ 安全指導ツール
- ・ 道路規制情報
- ・ 講習のお知らせ
- ・ イベント情報

etc.

配信された情報が、そのまま使える♪

### 【お申込み方法】

事業者様の組織（共有）メールアドレスを警察署で登録します。

専用の「TSN登録シート」により、所在地を管轄する警察署交通課へお申込みください。

- ・ 個人メールアドレスの場合は、大阪府メールマガジン ‘TSN交通安全情報の登録をご案内しています。右のQRコードからアクセスしてください。



### 【ご利用にあたってのご注意】

- ・ 送信エラー時などに、警察署担当者からご連絡することがあります。
- ・ 登録していただいた情報の変更や削除は、所在地を管轄する警察署担当者へお申し出ください。
- ・ 配信されたメールに関するお問い合わせは、交通総務課安全広報係（06-6943-1234 内線50351）までお願いします。

### 【プライバシーポリシー】

- ・ メールアドレスに関しては、情報配信以外に使用することはありません。
- ・ 登録していただいた情報については、情報配信を円滑に運営するために使用させていただきますとともに、外部へ流出しないように厳重に管理いたします。
- ・ 事業者様の同意なしに、大阪府交通対策協議会および大阪府が保秘契約を取り交わしたサービス代行業者以外の第三者に開示することはありません。但し、法令に基づいた要請があった場合を除きます。



LINE@で  
交通安全情報発信中！  
QRコードからは非登録を！



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします



# 事業用貨物自動車の交通事故発生状況

## ● 各年の12月末までの確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	2,380	2,342	2,164	2,144	2,000
死者数	24	29	19	21	21
負傷者数	2,993	2,901	2,666	2,684	2,514

## ● 各年の2月末までの確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	335	325	300	271	262
死者数	2	5	3	5	2
負傷者数	393	403	360	363	310

## ● 各年の2月中の確定値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
件数	173	163	172	133	137
死者数	1	0	1	3	2
負傷者数	196	217	211	177	158

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

# 通 報

大ト協第2号  
2019年4月

会 員 各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 辻 卓 史

## 2019年度「整備管理者」選任後研修の開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、道路運送車両法第50条の規定に基づき選任された『整備管理者』につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条で運輸局長の行う「研修」の受講が義務付けられています。

つきましては、「2018年度 整備管理者選任後研修 未受講者」または「2019年度に新たに選任された整備管理者」を対象に、下記のとおり「研修」が開催されることとなりましたのでご案内いたします。各位におかれましては業務ご多用中のところ誠に恐縮ですが、対象者のご受講方について格別のご高配をくださいますようお願い申し上げます。

なお、本年度の選任後研修につきましては、11月にも開催を予定しております。後日改めてトラック広報・ホームページにてご案内をさせていただきます。

### 記

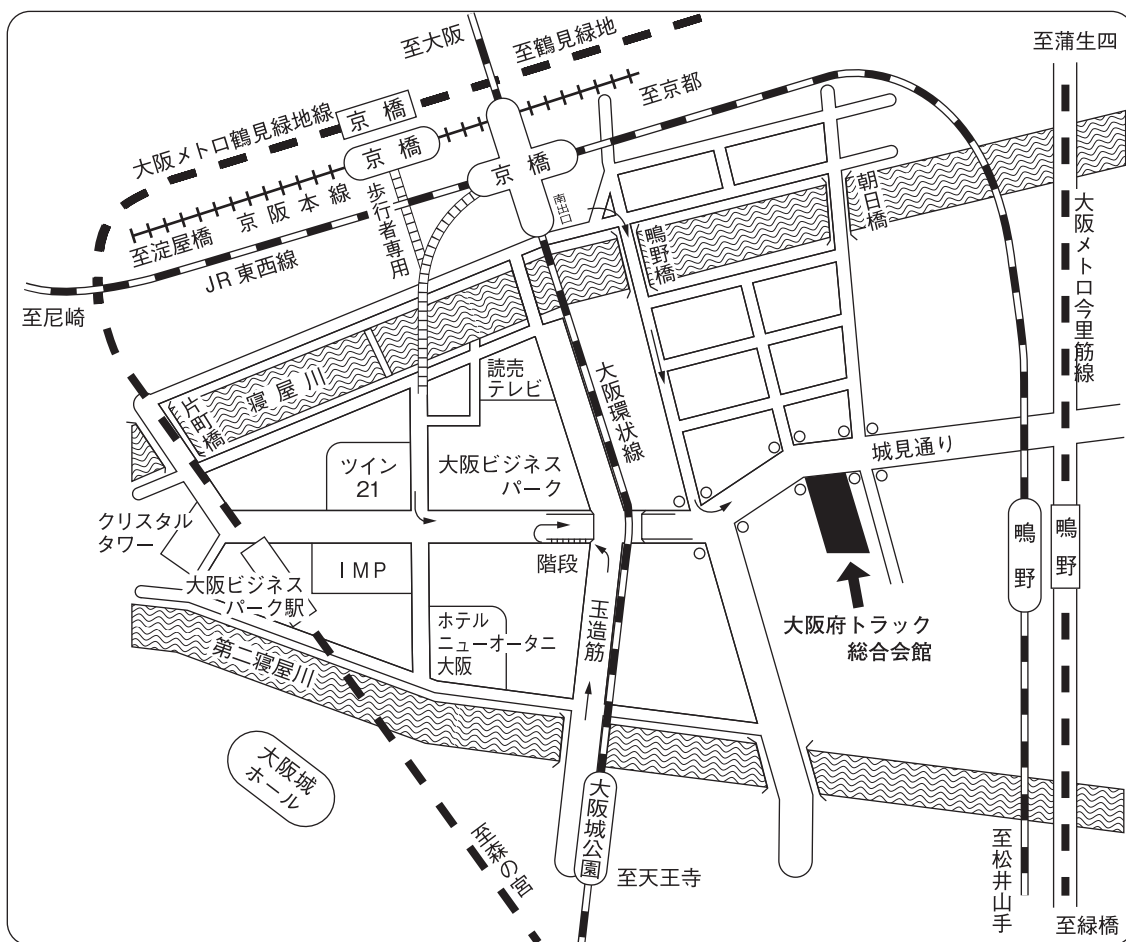
- 日 時 ① 2019年6月25日(火) 午後2時～4時  
② 2019年8月29日(木) 午後2時～4時
- 場 所 「大阪府トラック総合会館研修センター6階・601号室」  
大阪市城東区鳴野西2-11-2 電話06-6965-4024  
※駐車場は狭小ですので、公共交通機関でご来場ください。
- 受 講 料 1名につき1,000円(研修資料代他)  
※当日、会場受付で申し受けますが、釣り銭のいらないようご準備をお願いします。
- 研 修 内 容 (1) 整備管理者制度および関係法令について  
(2) その他
- 研 修 資 料 近畿運輸局監修 整備管理者研修資料(※2018年度版を使用します)
- 講 師 近畿運輸局 大阪運輸支局 整備部門 担当官 他
- 定 員 各日100名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)
- 申 込 方 法 「申込書 兼 受講票」にご記入のうえ、6月18日(火)までに大阪府トラック協会[適正化事業部]へFAX. 06-6965-1902にてお申し込みください。  
お送りいただいた「申込書 兼 受講票」は受付の際に必要なとなりますので、当日必ずご持参ください。

○研修に関するお問い合わせは、

- ・大阪運輸支局 検査 整備 保安部門 ( TEL.072 - 822 - 4374 )
- ・(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 ( TEL.06 - 6965 - 4024 )

までお願いいたします。

### 大阪府トラック総合会館



### 交通のご案内

J R大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約 10 分・京橋駅南出口下車徒歩約 10 分  
京阪本線京橋駅下車徒歩約 15 分・J R東西線京橋駅南出口下車徒歩約 10 分  
地下鉄鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約 10 分・京橋駅下車徒歩約 20 分

一般社団法人大阪府トラック協会 適正化事業部 行

2019 年度整備管理者選任後研修

# 申込書 兼 受講票

6月25日(火) / 8月29日(木)

※ご希望日、どちらか 1つ に○印をつけてください

ふりがな  
事業者名 \_\_\_\_\_ 支部名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

受講者  
ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和 / 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

FAX. (06) 6965-1902

「修了証」について

- ・受講者に大阪運輸支局より「修了証」が交付されます。

当日持参いただく物

- ・受講料(1,000円)
- ・筆記用具
- ・「申込書 兼 受講票」
- ・運転免許証(その他公的機関が証明した身分証明書) ※受付時に本人確認を行います。

## 参考

### 2019 年度整備管理者選任後研修

#### 開催日程

日時	場所
2019 年 06 月 25 日(火) 14:00 ~ 16:00	大阪府トラック総合会館研修センター6 階・601
2019 年 08 月 29 日(木) 14:00 ~ 16:00	大阪府トラック総合会館研修センター6 階・601
2019 年 11 月 07 日(木) 午前の部 10:15 ~ 12:15 午後の部 14:00 ~ 16:00	大阪府中央公会堂「大集会室」
2019 年 11 月 21 日(木) 14:00 ~ 16:00	岸和田市立 浪切ホール「大ホール」

※「11 月 7 日」、「11 月 21 日」開催分につきましては、後日改めてトラック広報・ホームページにてご案内いたします。



# 通 報

大ト協第4号  
2019年4月

各 位

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関  
一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）」説明会 （新規取得予定事業所向け）の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営ならびに適正化事業の推進につき格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全国適正化実施機関）では、2003年7月から、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備をはかるため、みだしの「安全性評価事業」をスタートさせました。

同事業は、全国適正化実施機関が「事業者の安全性について総合的に評価、認定し、公表する」制度ですが、本年度も同事業が実施されるのに先立ち、標記「説明会」を下記により開催することといたしましたので、同制度の新規取得を予定されている事業所におかれましては是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、諸準備の都合上、ご出席いただきます場合には別紙によりお申し込みをいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 2019年5月23日（木） 午前10時30分～12時（予定）
2. 場 所 ドーンセンター 7F「ホール」（大阪府立男女共同参画・青少年センター）  
大阪市中央区大手前1-3-49（裏面地図をご参照ください）  
TEL. 06-6910-8500
3. 対象事業所 ■ 2019年度 新規取得予定事業所  
※ 更新の事業所につきましては、別途ご案内いたします。
4. 申込み方法 “別紙” 申込書により 5月16日（木）まで に、協会（適正化事業部）  
あて **FAX(06-6965-1902)** でお申込みください。  
※諸準備の都合上、お早めにお申込みください。

＜お問い合わせ先＞ （一社）大阪府トラック協会 適正化事業部 TEL.06-6965-4024

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 行  
FAX. 06-6965-1902

「貨物自動車運送事業安全性評価事業」説明会への参加申込書

(2019年5月23日(木) 午前10時30分・ドーンセンター7F「ホール」)

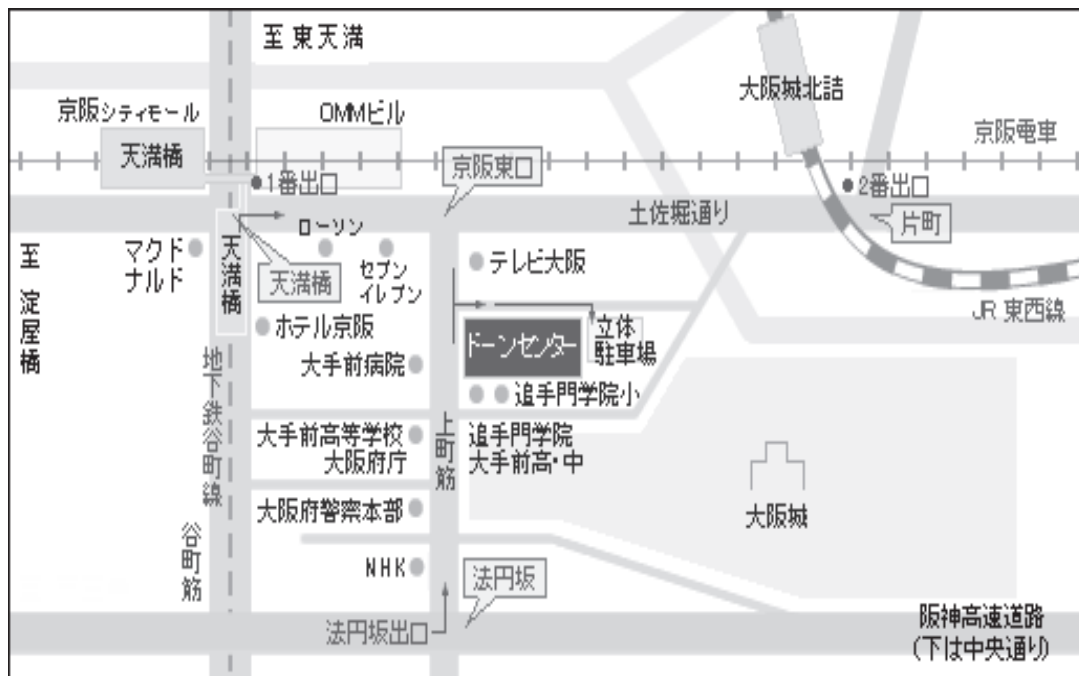
事業者名 \_\_\_\_\_

営業所名 \_\_\_\_\_

参加人数 (必ずご記入ください) \_\_\_\_\_ 名

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

■ ドーンセンター所在地



- 京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を通過して1番出口より東へ約350m。
- 地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ約350m。
- JR東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約550m。

※ 駐車場(有料・各社負担)は限りがありますので、お車以外の公共交通機関をご利用下さい。

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」 発行手数料の助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、2019年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

#### 2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 630円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

#### 3. 助成期間

2019年4月1日（月）～ **2019年6月28日（金）**

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限ります。（郵送の場合は必着）

※ ただし、予算上限に達した時点で終了となります。

※ **なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。**

#### 4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます（後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます）。申請先は**自動車安全運転センター大阪府事務所（住所は下記記載のとおり）**に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※ **(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください。**(FAX・郵送での対応はいたしかねます)

※ **申請書は大阪府トラック協会のスタンプが押された原本のみ有効で、コピーされた用紙（カラーコピー等も含）での使用は不可です。必ず大阪府トラック協会でお渡しの原本を使用してください。**

※ **年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。**

#### 5. その他

個人情報の保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

#### 6. 問い合わせ先

＜助成に関するお問い合わせ先＞

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL. (06) 6965-4033

＜発行・申請等に関するお問い合わせ先＞

〒571-0033

門真市一番町23-16 (大阪府警察本部門真運転免許試験場内)

自動車安全運転センター大阪府事務所

TEL. (06) 6909-5821

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 辻 卓 史

## 準中型免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね30歳まで）に準中型免許を取得させた際に指定教習所等での費用を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、予算枠に限りがございますので、助成限度枠に達した時点でお申し込みを締め切らせていただきます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 募集期間 2019年4月1日(月)～2020年2月28日(金)  
※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。
2. 助成額 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）  
：40,000円を上限  
5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限  
なお、多くの方に広く制度を利用いただくために、1事業者につき上限額は200,000円とします。  
ただし、ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。



3. 交付対象 全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該**会員**事業者が、平成30年(2018年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、平成30年(2018年)4月1日以降に公安委員会指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者<sup>に</sup>在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国から準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(平成30年度中(2018年度中))に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法 希望者(事業者)は準中型免許取得、限定解除後に、「準中型免許取得助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し
- ②健康保険証の写し
- ③運転免許証の写し (限定解除は両面をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの  
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. お問い合わせ先 (一社)大阪府トラック協会 交通・環境部  
TEL. (06) 6965-4033

## 準中型免許取得助成申請書

一般社団法人大阪府トラック協会会長 殿		申請年月日 西暦		年	月	日	
事業者名		法人 番号					
支店名・営業所名							
会社所在地	〒 ー						
電話・FAX番号	電話	( )	FAX	( )			
申請責任者	役職	氏名					
準 中 型 免 許 取 得 者	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳 (※平成元年(1989年)6月2日以降の生まれ)	
	採用年月日	年	月	日	(※平成30年(2018年)4月1日以降に当該運転者を採用)		
	取得内容 (いずれかに○)	準中型新規取得 ・ 5トン限定解除					
準中型免許取得年月日(限定解除の場合は解除した日)	年	月	日	(※平成30年(2018年)4月1日以降に準中型免許を取得または限定解除)			
指定教習所等名称							
取得費用	円						
助成金申請額	円						
振込先 金融機関	金融機関名	銀行					支店
	ふりがな 口座名義						
	口座番号	普通・当座					
添付書類	1. 公安委員会指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 健康保険証の写し 3. 運転免許証の写し(限定解除は両面お願いします) 4. 在籍していることを確認するもの (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)						

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 「適性（一般）診断」受診料助成について

### （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、2019年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断(一般診断)を受診させる場合に限る。

#### 2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所（滋賀県を除く）
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社

#### 3. 助成額

受診者1名あたり2,300円（税込み）

#### 4. 助成期間

2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページにてご案内いたします。）

## 5. 助成金の流れ

### ○独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

- ①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。
  - ②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
  - ③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口へ提出して下さい。
- ※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

### ○ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

- ①ヤマト・スタッフ・サプライ(株)のホームページおよびFAXにて受講の申込を行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はホームページで用紙「運転適性診断申込書」をダウンロードし、必要事項を記入し、FAXにて「ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター」(FAX 06-6613-1810)に受診をお申し込みください。
- ※「運転適性診断申込書」はトラック協会各支部にもあります。

### ○大阪都島自動車学校

- ①大阪都島自動車学校に電話にて、受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて「大阪都島自動車学校」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに必要事項を記入してください。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪都島自動車学校」の窓口へ提出して下さい。

### ○大阪香里自動車教習所

- ①大阪香里自動車教習所のホームページおよびFAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診申込みをされる際は、大阪香里自動車教習所へお問い合わせ下さい。
- ②トラック協会各支部にて「大阪香里自動車教習所」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪香里自動車教習所」の窓口へ提出して下さい。

### ○エムケー物流株式会社

- ①エムケー物流株式会社のホームページおよび電話、FAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はエムケー物流株式会社のホームページで用紙をダウンロードして下さい。

- ②トラック協会各支部にて「エムケー物流株式会社」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「エムケー物流株式会社」の窓口提出して下さい。

## 6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受診についても助成対象といたします。ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

## 7. 適性(一般)診断に関する問い合わせ先

- 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所  
TEL. (06) 6942-2804
- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター  
TEL. (06) 6613-1800
- 大阪都島自動車学校  
TEL. (06) 6922-1200
- 大阪香里自動車教習所  
TEL. (072) 831-0668
- エムケー物流株式会社  
TEL. (072) 882-0070



# 通 報

大ト協第10号  
2019年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について

### ( ご 案 内 )

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 助成の対象者

大阪府下事業所在籍の従業員に限り、下記の機関で「運行管理者・基礎講習」を受講させたもの。

#### 2. 対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所
- (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社
- (6) 大阪日野自動車株式会社

#### 3. 助成額

1名あたり 4,350円(受講料の1/2) ※受講料は8,700円です。

**※消費税変更にともない、10月以降の受講料については、変更がある場合にお知らせいたします。**

#### 4. 申請期間

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）

2019年4月1日（月）～2020年2月28日（金）

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、

大阪香里自動車教習所、大阪都島自動車学校、

梅田運輸倉庫株式会社、大阪日野自動車株式会社

2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）

※上記期間中に基礎講習を受講したもの

※予算枠に達した時点で締め切ります。（ホームページでご案内致します。）

#### 5. 申請方法

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構の場合（滋賀県を除く、近畿各支所）

① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書（様式1）

※10名以上受講の場合は、様式1-2も使用してください

② 暴力団排除の誓約書（様式2）

※2019年度中に大ト協が行う他の助成事業に、すでにご提出の場合は不要です。（年度内一度のみ提出）

③ 基礎講習修了書（写） ※手帳の写しは不可。

④ 領収証（写） ※余白等に受講者名をご記入ください

⇒上記書類を「6. 申請先」に郵送、またはご持参にてご申請下さい。

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、

大阪香里自動車教習所、大阪都島自動車学校、

梅田運輸倉庫株式会社、大阪日野自動車株式会社

受講申し込み時に、必要事項を記載し、各機関に受講の申し込みをして頂くことで、受講料の1/2の金額で受講できます。

（受講後の助成申請手続きは不要。）

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

#### 6. 申請先 ※郵送可

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：06-6965-4033

## 7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますようよろしくお願いいたします。

## 8. 受講に関する問い合わせ先

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL : (06) 6942-2804

- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

TEL : (06) 6613-1800

- (3) 大阪香里自動車教習所

TEL : (072) 831-0668

- (4) 大阪都島自動車学校

TEL : (06) 6922-1200

- (5) 梅田運輸倉庫株式会社

TEL : (06) 6458-3012

- (6) 大阪日野自動車株式会社

TEL : (06) 6474-1856

捨印

(様式 1)

所属支部 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_  
西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

### 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、  
下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

金 \_\_\_\_\_ 円 (@4,350円 × \_\_\_\_\_ 名分)

#### 1. 受講者一覧（11名以上受講の場合は様式1-2も使用してください。）

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	2019年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
2		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
3		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
4		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
5		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
6		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
7		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
8		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
9		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
10		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

#### 2. 助成金振込先口座

フリガナ								
氏 名 (預金口座名義)								
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫						支店	
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号						

#### 3. 添付書類 ※別紙案内をご覧ください

□←暴力団排除にかかる誓約書（様式2）について2019年度（2019年4月1日以降）、すでに提出済の方は  
チェックを入れてください。（提出は年度内一度で可）

(様式 1 - 2)

受講者一覧 (様式 1 の続き)

※ 1 1 名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。



(様式 2)

西暦 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第13号  
2019年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

### 記

#### 1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

#### 2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-124-1）**裏面地図参照**

#### 3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

- ・安全運転実車走行（基本走行）約1時間
- ・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

#### 4. 研修受講料

中型：25,920円、準中型：22,680円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：12,960円、準中型：11,340円）となります。

**※ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。**

6. 研修受講予約の受付期間

2019年4月15日（月）～2020年2月28日（金）

**※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページTOPICS欄にてご案内いたします）**

7. 研修受講予約以降の流れ

- ① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。  
予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

<受講予約・申込先>

堺自動車教習所 TEL (072) 227-6620

FAX (072) 221-6403

（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～18:00 年末年始以外無休）

- ② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写）、様式2（暴力団等の排除に関する誓約書））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。（2020年2月28日（金）締め切り）

※提出先（郵送可）：（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

8. 助成（利用）制限

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

9. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL (06) 6965-4033

準中型車両・中型車両 安全運転研修プログラム(3時限)

時刻	項目	内容	備考
	オリエンテーション	① 研修目的説明 ② プログラム内容説明 ③ 注意事項説明(運転免許証の確認含む)	10分
	所内走行	① 慣熟走行 ・ 所内外周及び幹線コース走行 ② S・クランクコース走行 ・ 前進及び後退での走行 ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行 ・ 後退誘導も含めた車体、車輪感覚(内輪差の理解)	40分
	一般道路走行	① 市街地走行 ・ 遵法運転 ・ 住宅街における車体感覚及び危険予測 ・ 振出し確認の重要性 ・ 安全な交差点通行(右左折方法含む)	80分
	まとめ	○ 講評	10分
	終了	○ 解散	

※ 休憩は状況により、適時確保いたします。

※ 現有免許により、安全運転研修プログラムの変更があります。

研修内容詳細

- オリエンテーション
  - ・ 研修開始前に、研修目的などの説明をします。
  - ・ 研修目的は、トラックの特性を理解するとともに、安全運転知識を高めます。
- 所内走行
  - ① 慣熟走行
    - ・ 先ず、トラックの操作及び車両の大きさに慣れて頂き、これからの指導方法を決定します。
  - ② S・クランクコース走行
    - ・ S・クランクコースを前進で走行することで、内輪差の大きさを体感します。また、後退で走行することにより、外輪差の大きさを体感して頂きます。
  - ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行
    - ・ 方向変換や縦列駐車を体験するなかから、トラックの後退における特性及び車両感覚を身に付けて頂きます。また、リアオーバーハングによる尻振りの危険性を理解して頂きます。
    - ・ あい路とは、前進で左右から直角に曲がり、指定された白線内に車輪、車体を真っすぐにおさめる練習です。前後輪の軌跡をイメージして狭い指定場所に止めることにより、切り返しや幅寄せを活用することで、車体、車輪の感覚と車の行動特性を理解して頂きます。
- 一般道路走行
  - ① 遵法運転とは、如何に道路交通法を認識しているか、また、法規に従った運転の重要性を一般道路を走行しながら遵法精神を高めます。
  - ② 住宅街の狭い道や歩行者、自転車などの行動予測を含めた危険予測における事故防止の運転方法及び事故が多い交差点の正しい、安全な通行方法を理解して頂きます。

# 堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1

電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴーラリージェンシー側)を出てください  
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折  
100メートルほどで左側が教習所です。



## 「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日		西暦		年	月	日
事業者名		®						
支店名・営業所名								
会社所在地		〒      ー						
電話・FAX番号		電話            (      )			FAX            (      )			
申請責任者		役職		氏名				
教習車 (選択するものに○)		中型(5.5t)    ・    準中型(2t)						
研修受講者	ふりがな							
	氏名							
	緊急連絡先 (携帯電話等)							
	受講希望日		西暦      年      月      日(      ) 午前・午後      :      ~      :					
	現有免許 (いずれかに○)		普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型	大型
注意事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受講開始(      )分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください</li> <li>2. 運転に適した服装でお越しください</li> <li>3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります)</li> <li>4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。</li> <li>5. その他</li> </ol>						

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403

捨印

(様式 1)

所属支部 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_  
西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

### 初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

金 \_\_\_\_\_ 円 (中型 @12,960 円× \_\_\_\_\_ 名分)  
(準中型 @11,340 円× \_\_\_\_\_ 名分)

#### 1. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	2019年 4月 1日 ( <u>中型</u> ・ 準中型 )
1		(所在地 )	年 月 日 ( 中型 ・ 準中型 )
2		(所在地 )	年 月 日 ( 中型 ・ 準中型 )
3		(所在地 )	年 月 日 ( 中型 ・ 準中型 )

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

#### 2. 助成金振込先口座

フリガナ									
氏 名 (預金口座名義)									
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫							支店	
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号							

#### 3. 添付書類

○修了証の(写) ○領収証の(写) ○暴力団等の排除に関する誓約書(様式2)

□←暴力団排除にかかる誓約書(様式2)について2019年度(2019年4月1日以降)、すでに提出済の方はチェックを入れてください。(提出は年度内一度で可)

**※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。**

(様式2)

西暦 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑨

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大阪府支部長 澤 田 時 雄

## 「玉掛け技能講習」の中止と今後の対応について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、昨年9月の陸災防通報にてお知らせしましたとおり、「玉掛け技能講習」の実技会場である日本通運(株)関西重機建設支店が事務所増築工事により、使用できなくなりました。その後、新たな実技会場の確保をはじめ当講習の収益性の問題や法律上必要とされる実施管理者の確保など、諸課題について総合的に検討を重ねた結果、平成31年度より、同講習は中止とさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

今後の対応策として、このたび公益社団法人 大阪労働基準連合会と「玉掛け技能講習」に関する業務委託契約（注1・2）を締結いたしました。陸災防大阪府支部の会員事業場が同連合会の実施する同講習を受講される場合、会員サービスの一環として、テキスト代は当支部が負担をいたしますので、是非ともご利用ください。（別紙参照）

なお、現在、大阪府内において「玉掛け技能講習」を実施している登録講習機関につきましては、大阪労働局ホームページ（注3）をご覧ください。

（注1）契約の対象となる講習実施団体は、大阪労働基準連合会北大阪労働基準協会支部及び大阪労働基準連合会茨木労働基準協会支部です。

（注2）契約は年度ごとの更新となります。また、陸災防大阪府支部の会員事業場からの受講者数が少ない場合には、更新されないことがあります。

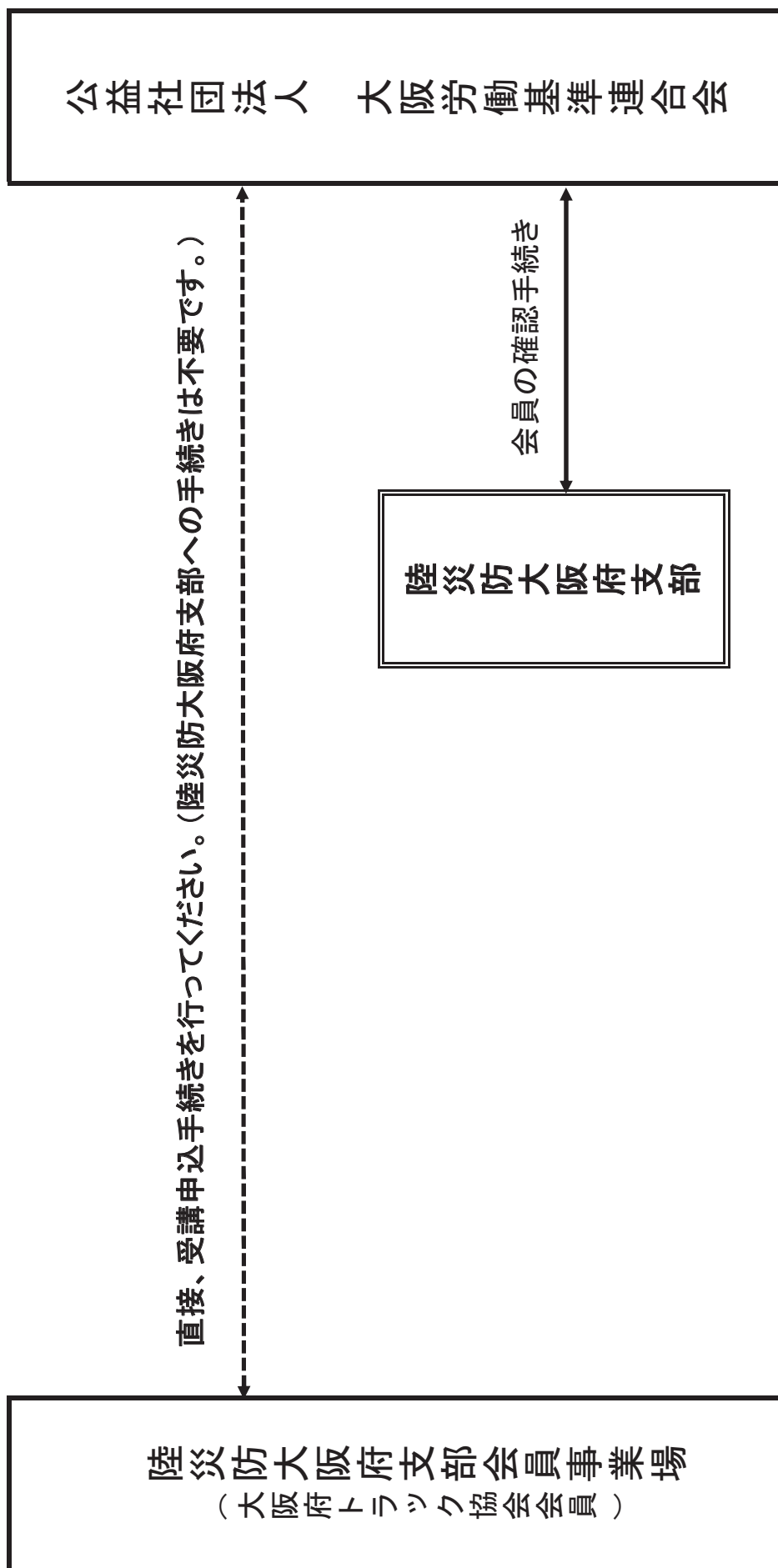
（注3）大阪労働局ホームページ→「安全衛生」→「資格・免許」→

「技能講習・特別教育・安全衛生教育等予定一覧」のうち、

- ・技能講習開催予定一覧
- ・登録教習機関等の連絡先一覧表

(別紙)

## 「玉掛け技能講習」の受講手続きについて





会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大阪府支部長 澤 田 時 雄

## 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。

日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成31年5月16日(木) 13:00~16:30
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階601号室  
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部  
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越してください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

### 4. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止管理体制等
- (2) 交通労働災害防止のための管理のすすめ方
  - ① 事故防止
  - ② 適正な労働時間等の管理の進め方
  - ③ 教育及び運転者認定制度
  - ④ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- (3) 健康管理

5. 受講料 ・陸災防会員 無料  
 ・非会員 13,000円(税込)

6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。

従って、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 申し込み方法

- 定員 100名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、5月8日(水)までに当支部あてにFAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

交通労働災害防止担当管理者教育講習会  
 受講申込書

事業者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏名	運行管理者交付番号	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※運行管理者交付番号は必ず記入してください。

交付番号は自動車事故対策機構(旧：自動車事故対策センター)発行の運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。(手帳未交付の方は、合格証番号)

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大阪府支部長 澤 田 時 雄

## 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、平成30年の職場における熱中症による死傷者数（平成31年1月末時点速報値）は1,128人、死亡者数は29人であり、運送業においても162名の死傷者が発生しております。（死亡者数は4人）

例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから5月に開催することといたしました。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

### 記

1. 日 時 平成31年5月28日（火） 14:00～16:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室  
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部  
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会  
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「熱中症予防対策について」

講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員）  
山田誠二 産業保健センター所長  
医学博士、労働衛生コンサルタント

「陸運業における熱中症予防対策について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦

5. 受講料 無 料

6. 申し込み要領

- 定員 100 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月17日（金）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

---

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書

事業者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名	役 職 名	支 部 名
(ふりがな)		
(ふりがな)		

(事務連絡)  
2019年4月

各位

一般社団法人大阪府トラック協会  
交通・環境部

## 「あなたのためのトラックドライバーセルフケアチェックノート」の配布について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、過労死等防止計画フォローアップWGにおいて、自身の睡眠状況や血圧値を記録することにより、ドライバー自ら、健康管理の推進と健康に対する意識改革につげることを目的とした「あなたのためのトラックドライバーセルフケアチェックノート」を作成いたしました。

つきましては、1事業者あたり1冊を配布いたしますので、ご高覧のうえ、複数希望される事業者様は交通・環境部宛にFAXにてお申込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、数に限りがございますので、在庫が無くなり次第、配布終了とさせていただきますが、当該ノートにつきましては、大阪府トラック協会ホームページにおいて、PDF版を掲載しておりますことを申し添えます。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行  
(FAX:06-6965-4029)

### 「あなたのためのトラックドライバーセルフケアチェックノート」申込書

貴社名： \_\_\_\_\_ 支部名： \_\_\_\_\_

〒

送付先： \_\_\_\_\_

ご担当者氏名： \_\_\_\_\_ 希望部数： \_\_\_\_\_ 部

※同封いたしますアンケートの回答にご協力をお願いいたします。